

第5期鳥栖市障害者福祉計画及び
第6期鳥栖市障害福祉計画・
第2期鳥栖市障害児福祉計画
(素案)

令和2年11月

鳥 栖 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5

第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口動態	7
2 身体障害者の現状	8
3 知的障害者の現状	11
4 精神障害者の現状	12
5 難病患者の現状	13
6 障害児の就学等の現状	14
7 障害者の雇用の現状	16
8 障害者アンケート結果に見る障害者のニーズ	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	23
2 計画の基本的視点	24
3 計画の施策体系	25

第4章 施策の現状と課題及び今後の取組

1 理解と交流	27
(1) 障害者への理解と差別解消の促進	27
(2) 地域住民等との交流の促進	32
2 生活支援	34
(1) 利用者本位の生活支援体制の充実	34
(2) 福祉サービスの充実	36
(3) 障害児支援の充実	38
(4) 権利擁護の推進	41
3 保健・医療	43
(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実	43
(2) 精神保健対策の充実	45
(3) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	47

4	教育、スポーツ・文化芸術活動等	49
	(1) インクルーシブ教育の推進	49
	(2) スポーツ・文化芸術活動等の振興	52
5	雇用・就業、経済的自立の支援等	53
	(1) 障害者雇用の促進	53
	(2) 障害者のための総合的な就労支援	55
	(3) 経済的自立の支援	58
6	生活環境	59
	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	59
	(2) 住宅環境の整備	61
7	情報アクセシビリティ	62
	(1) 情報収集・提供の充実	62
	(2) コミュニケーション支援の充実	65
8	安全・安心	66
	(1) 防災対策の推進	66
	(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	71

第5章 成果目標と活動指標の設定

1	令和5年度の成果目標	73
2	障害福祉サービスの見込量	80
3	障害児福祉サービスの見込量	88
4	地域生活支援事業の見込量	91

第6章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	97
2	計画の進捗管理	97

資料編

1	用語の解説	99
---	-------	----



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害者の権利に関する条約」を実現するための近年の障害者に係る制度改革や障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成28年3月、「第4期鳥栖市障害者福祉計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

一方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「鳥栖市障害福祉計画」は、3年ごとに見直しを行いながら第5期の計画期間（平成30年度～令和2年度）を満了しようとしています。第5期鳥栖市障害福祉計画では、平成28年5月に可決・成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正において、障害児支援に関するニーズの多様化にきめ細かく対応するため、市町村に新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受け、第1期障害児福祉計画を包含する計画として策定を行いました。また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表され、市町村の福祉行政が新たな局面を迎える中での計画策定でした。

「障害者基本計画（第4次）」が平成30年3月に策定され、第5期障害福祉計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が令和2年5月に行われました。

また、2020年から猛威を振るう新たな感染症の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、日常生活の各場面における新しい生活様式、働き方の新しいスタイルが国から示されており、市民生活への浸透が進んでいます。新型コロナウイルス感染症の収束後（アフターコロナ）を見据え、新たな常態がもたらす課題等を意識しながら、各種施策に取り組んでいく必要があります。

この度、鳥栖市障害者福祉計画及び鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画の見直しの時期となり、本市においても、このような国の動向やこれまでの取組の成果と課題を踏まえながら、3計画の見直しを行う必要があります。障害者施策に係る基本的な理念や原則を再確認するとともに、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「第5期鳥栖市障害者福祉計画」と「第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

そのため、今後の社会情勢等に柔軟に対応するため、鳥栖市障害者福祉計画の策定期間を6年間とし、鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画の見直し時期に必要な応じ、対応できることとしました。

【障害者施策関連法令などの動向】 『 』は略称を表しています。

年	国の動き
平成 15 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の 一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年	○障害者自立支援法 施行 ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待 防止法』 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達に関する法律『障 害者優先調達推進法』 施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年	○障害者差別解消法 施行 ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年	◆『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表
平成 30 年	●障害者基本計画（第 4 次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

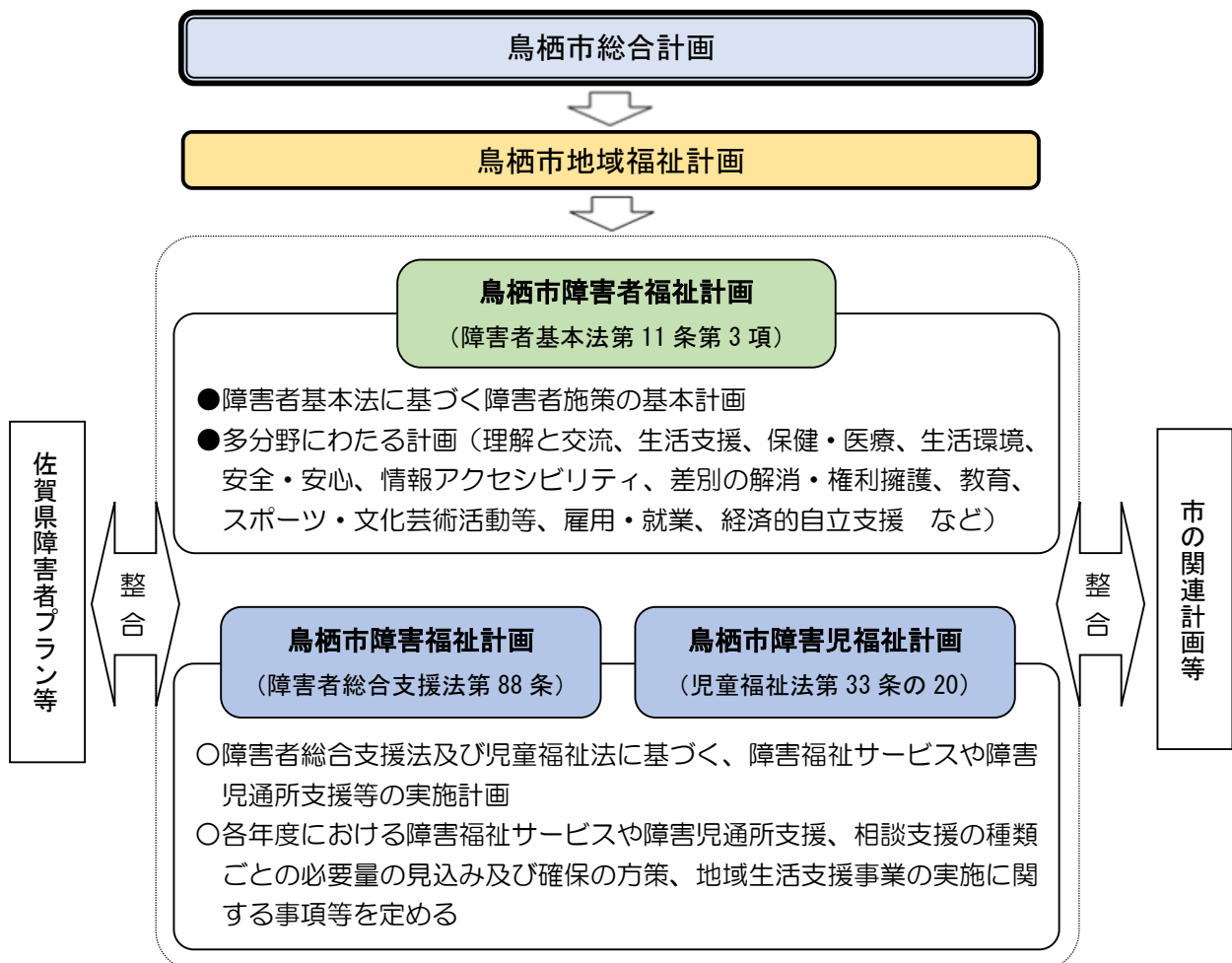
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

鳥栖市障害者福祉計画は、市における障害者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害者を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。

一方、鳥栖市障害福祉計画及び鳥栖市障害児福祉計画は、障害者福祉計画の中の「生活支援」に係る障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する短期の計画です。

また、本計画は、上位計画である「鳥栖市総合計画」や「鳥栖市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合を図っています。



3 計画の期間

本計画のうち、障害者福祉計画は令和3年度から令和8年度までの6か年計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3か年計画とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第3期	障害者福祉計画（第4期）				障害者福祉計画（第5期）						
障害福祉計画（第4期）		障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期）			障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）			障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）			

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会等の設置

本計画の策定を行うにあたり、福祉、保健、建設、就労、教育などの庁内関係部署で構成する「鳥栖市障害者福祉推進会議」及び有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者、市民の代表者で構成する「鳥栖市障害者福祉計画策定委員会」及び「鳥栖市障害福祉計画策定委員会」を設置し、協議を重ねました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害者の日常生活の状況や障害者福祉施策に関する要望、市民の障害者との関わりや障害者福祉に関する意識等を把握し、策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	①鳥栖市内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持つ市民 1,000 人
	②鳥栖市内在住の 20 歳以上の市民 1,000 人
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和元年 12 月 17 日～令和 2 年 1 月 14 日
回収結果	①配布数：1,000 件 有効回収数：473 件（有効回収率：47.3%）
	②配布数：1,000 件 有効回収数：362 件（有効回収率：36.2%）

(3) 障害者団体及び事業者ヒアリング調査の実施

障害者（児）の生活全般にわたる現状と課題、あるいは障害者（児）に関する事業（サービス）の利用上の課題及び今後の施策・サービスに対するニーズを把握するため、関係機関にヒアリング調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

令和 3 年 1 月から令和 3 年 2 月にかけて計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。



第2章

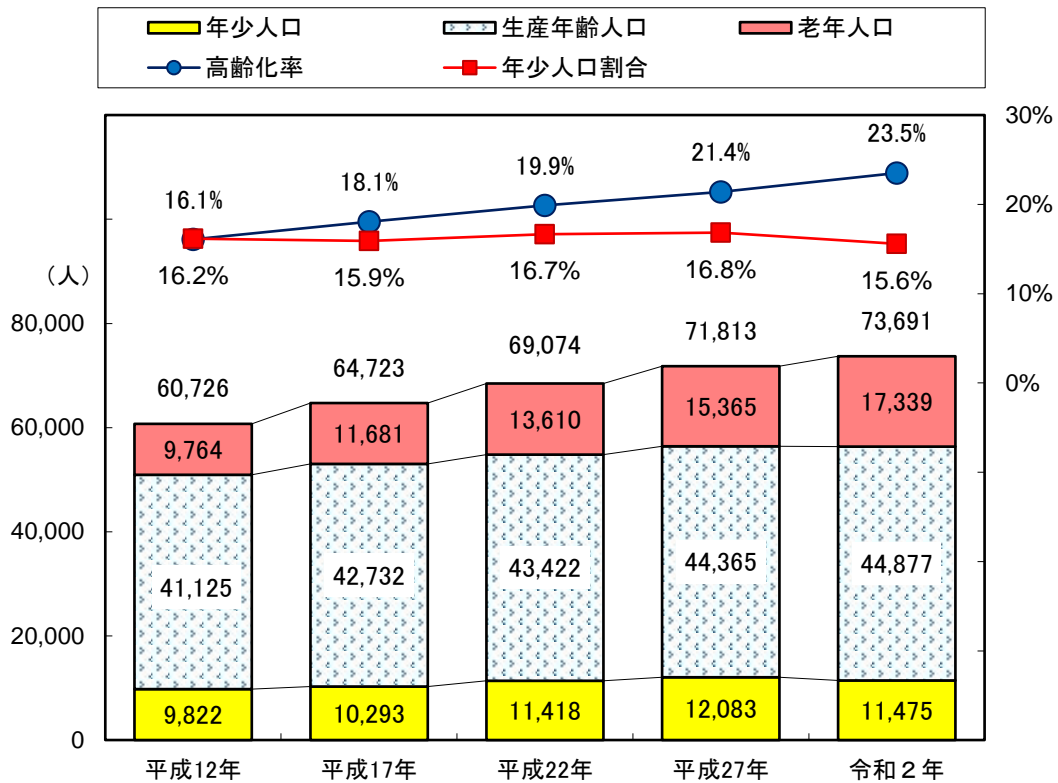
障害者を取り巻く現状

1 人口動態

本市の総人口は市制施行以来一貫して増加しており、令和2年4月1日現在、73,691人となっています。

また、年齢3区分別に見ても、平成27年以降、年少人口（15歳未満）は減少に転じましたが、それ以外の区分・区間においては増加が続いています。特に、65歳以上の老年人口は、平成12年の9,764人から令和2年の17,339人へと、7,575人（77.6%）増加しており、高齢化率も16.1%から23.5%へと7.4ポイント上昇し、高齢化が進行していることがわかります。

■年齢3区分別人口及び高齢化率等の推移



※総人口には年齢不詳人口を含む

資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳）

2 身体障害者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在2,621人（総人口の3.6%）で、うち65歳以上の高齢者が1,869人で全体の71.3%を占めています。

障害種別に見ると、肢体不自由が1,489人（56.8%）と最も多く、次いで内部障害が739人（28.2%）となっています。また、重度障害者（1、2級）は1,173人で、全体の44.8%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64歳	12	14	2	0	1	2	31
	65歳以上	48	32	6	6	18	7	117
	合計	60	46	8	7	19	9	149
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	0	6	0	2	0	2	10
	18～64歳	3	7	7	9	1	13	40
	65歳以上	6	23	23	48	3	63	166
	合計	9	36	30	59	4	78	216
音声・言語 障害	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	0	3	7			10
	65歳以上	0	3	12	3			18
	合計	0	3	15	10	0	0	28
肢体不自由	18歳未満	26	4	2	1	2	2	37
	18～64歳	88	73	61	78	79	42	421
	65歳以上	141	204	160	297	180	49	1,031
	合計	255	281	223	376	261	93	1,489
内部障害	18歳未満	8	1	3	1			13
	18～64歳	124	4	20	41			189
	65歳以上	339	7	84	107			537
	合計	471	12	107	149	0	0	739
合計	18歳未満	34	11	5	5	2	4	61
	18～64歳	227	98	93	135	81	57	691
	65歳以上	534	269	285	461	201	119	1,869
	合計	795	378	383	601	284	180	2,621

※令和2年3月末現在

資料：福祉行政報告例

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

本市の等級別身体障害者手帳所持者数の直近5年における推移は下表のとおりで、総数で見ると平成30年度までは増加傾向にありました。令和元年度の手帳所持者数は平成30年度に比べ大きく減少していますが、これは死亡や転出等による手帳所持者数の精査を行ったことによるもので、それまでの数値と比較することはできません。したがって、身体障害者手帳所持者数の推移については、平成30年度までの数値を参考に、その傾向を見ていただくこととなります（以下(3)(4)についても同じ）。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	835	885	886	875	795
2級	437	428	425	429	378
3級	422	404	422	430	383
4級	663	661	670	681	601
5級	295	298	304	306	284
6級	195	179	179	202	180
合計	2,847	2,855	2,886	2,923	2,621

※各年度末現在

資料：福祉行政報告例

(3) 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

平成27年度から平成30年度までの推移を見ると、音声・言語障害と内部障害は増加傾向、その他の障害は横ばい傾向にあります。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	170	178	177	173	149
聴覚・平衡機能障害	230	231	227	244	216
音声・言語障害	22	24	31	32	28
肢体不自由	1,669	1,660	1,662	1,672	1,489
内部障害	756	762	789	802	739
合計	2,847	2,855	2,886	2,923	2,621

※各年度末現在

資料：福祉行政報告例

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移（直近5年）

平成27年度から平成30年度までの推移を年齢階層別に見ると、65歳以上は増加傾向、その他の区分は横ばい傾向にあります。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	56	58	66	61	61
18歳～64歳	742	722	744	744	691
65歳以上	2,049	2,075	2,076	2,118	1,869
合 計	2,847	2,855	2,886	2,923	2,621

※各年度末現在

資料：福祉行政報告例

3 知的障害者の現状

(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移（直近5年）

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在 650 人（総人口の 0.9%）で、年々増加する傾向にあります。

障害程度別に見ると、重度のA判定よりも軽度のB判定の方が多く、令和元年度末で見ると、全体の 61.8%を占めています。

障害程度別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

障害程度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 判定	219	226	235	238	248
B 判定	328	340	360	394	402
合 計	547	566	595	632	650

※各年度末現在

資料：佐賀県総合福祉センター

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（直近5年）

年齢階層別に見ても、すべての年齢階層を通じて増加傾向にあります。特に、療育手帳所持者の高齢化により、65歳以上の増加率が最も高くなっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	143	149	158	161	164
18歳～64歳	356	367	382	409	417
65歳以上	48	50	55	62	69
合 計	547	566	595	632	650

※各年度末現在

資料：佐賀県総合福祉センター

4 精神障害者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（直近5年）

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在660人（総人口の0.9%）で、等級別に見ると、2級が最も多く、令和元年度は全体の59.1%を占めています。

また、平成27年度からの推移を見ると、全等級ともに増加傾向にあり、全体で見ると192人（41.0%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	31	34	34	42	42
2級	285	307	321	348	390
3級	152	183	210	204	228
合計	468	524	565	594	660

※各年度末現在

資料：佐賀県精神保健福祉センター

(2) 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（直近5年）

年齢階層別に見ると、各年度とも40歳代が最も多くなっています。また、平成27年度からの推移を見ると、10歳代、20歳代の増加率が高くなっています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
10歳未満	21	33	37	31	31
10歳代	40	45	50	64	81
20歳代	35	39	50	62	66
30歳代	85	85	86	88	92
40歳代	97	109	119	128	142
50歳代	91	100	107	106	115
60歳代	75	83	86	76	93
70歳代	21	23	22	29	31
80歳代	3	6	7	8	7
90歳以上	0	1	1	2	2
合計	468	524	565	594	660

※各年度末現在

資料：佐賀県精神保健福祉センター

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。令和元年7月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

本市における令和元年度の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は529人、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は83人となりました。

なお、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られており、令和元年7月1日からは361疾病が対象となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移 (単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	525	545	560	501	529
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	74	79	77	72	83

※各年度末現在

資料：鳥栖保健福祉事務所

ただし、特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の平成27年度については10月31日現在

6 障害児の就学等の現状

(1) 市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
特別支援学級	知的障害	小学校	学級数	11	15	15	16	22
			児童数	56	76	87	102	132
		中学校	学級数	4	5	5	5	5
			生徒数	16	18	22	29	27
	自閉症・情緒障害	小学校	学級数	21	31	11	44	46
			児童数	137	172	224	257	269
		中学校	学級数	5	8	37	16	15
			生徒数	22	45	56	82	91
	肢体不自由	小学校	学級数	1	3	4	5	5
			児童数	2	4	4	5	6
	弱視	小学校	学級数	1	0	0	0	0
			児童数	1	0	0	0	0
	病弱	小学校	学級数	0	3	6	6	7
			児童数	0	3	12	13	16
	難聴	小学校	学級数	2	3	3	3	3
			児童数	2	3	3	3	3
中学校		学級数	0	0	0	1	2	
		生徒数	0	0	0	1	2	
小計		学級数	45	68	81	96	105	
		生徒数	236	321	408	492	546	
通級指導教室	LD・ADHD	小学校	教室数	2	3	4	4	4
			児童数	35	53	79	93	91
	言語障害	小学校	教室数	2	2	2	2	2
			児童数	30	30	34	33	28
	小計		教室数	4	5	6	6	6
			児童数	65	83	113	126	119
合計			学級・教室数	49	73	87	102	111
			児童数	301	404	521	618	665

※各年5月1日現在

資料：鳥栖市学校教育課

(2) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

なお、学校等以外の進路として鳥栖市には障害者支援施設である佐賀県立九千部学園があり、令和2年度は鳥栖市から4人が在籍しています。

特別支援学校の状況

種別	学校名	所在地	鳥栖市からの在学者数（人）			
			小学部	中学部	高等部	計
知的障害	中原特別支援学校(本校)	みやき町	7	12	27	46
病弱	中原特別支援学校(本校)	みやき町	3	7	8	18
肢体不自由	中原特別支援学校(本校)	みやき町	7	1	4	12
知的障害	中原特別支援学校(分校)	鳥栖市	27	11	0	38
難聴	福岡県立久留米難聴特別支援学校	久留米市	1	2	0	3
肢体不自由	岡山県立岡山支援学校	岡山市	0	1	0	1
合 計			45	34	39	118

※令和2年5月1日現在

資料：鳥栖市学校教育課

7 障害者の雇用の現状

(1) 鳥栖市内企業の障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在、鳥栖市内にある企業の障害者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.2%）を達成している企業は43社中31社で、達成率は72.1%となっています。

鳥栖市内企業の障害者雇用状況

企業数	労働者数 (人)	障害者数 (人)	障害者 雇用率(%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率達成 企業の割合(%)
43	9,403.5	260.5	2.77	31	72.1

※障害者数には、重度障害者(実人数×2)及び重度以外の障害者を含む。

※令和元年6月1日現在

資料:佐賀労働局

(2) 市の行政機関における障害者の雇用状況

令和元年8月1日現在、市の行政機関における障害者雇用率は、市長部局2.36%、教育委員会2.70%となっています。

市の行政機関における障害者の雇用状況

部 局	職員数	対象職員数	障害者数	実雇用率	不足数
市長部局	507.0人	507.0人	12.0人	2.36%	0.0人
教育委員会	111.0人	111.0人	3.0人	2.70%	0.0人

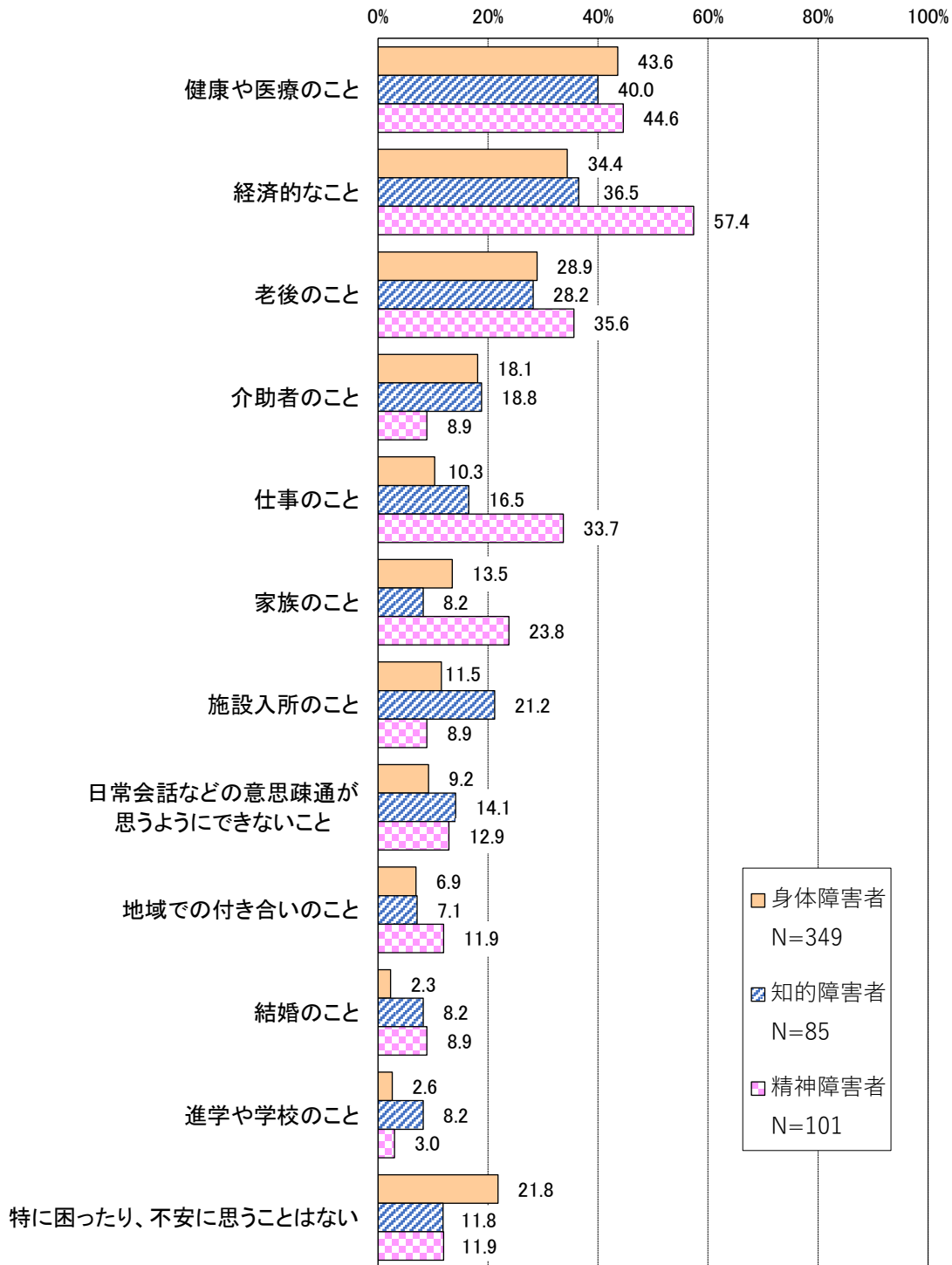
※令和元年8月1日現在

資料:鳥栖市総務課

8 障害者アンケート結果に見る障害者のニーズ

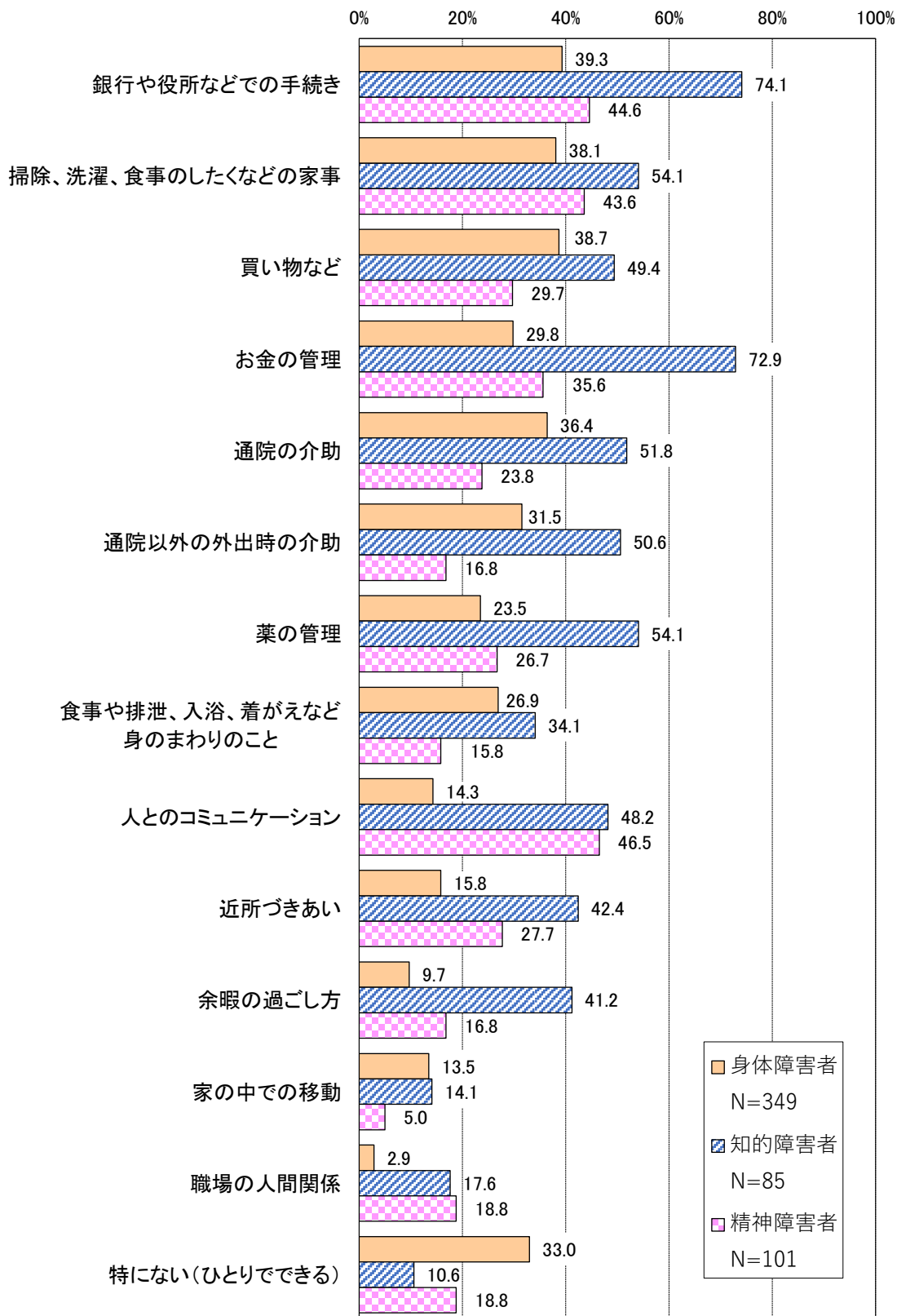
(1) 障害や生活のことなどで困ったり、不安に思ったりしていること

身体障害者と知的障害者では「健康や医療のこと」、精神障害者では「経済的なこと」という回答が最も高い割合となっています。



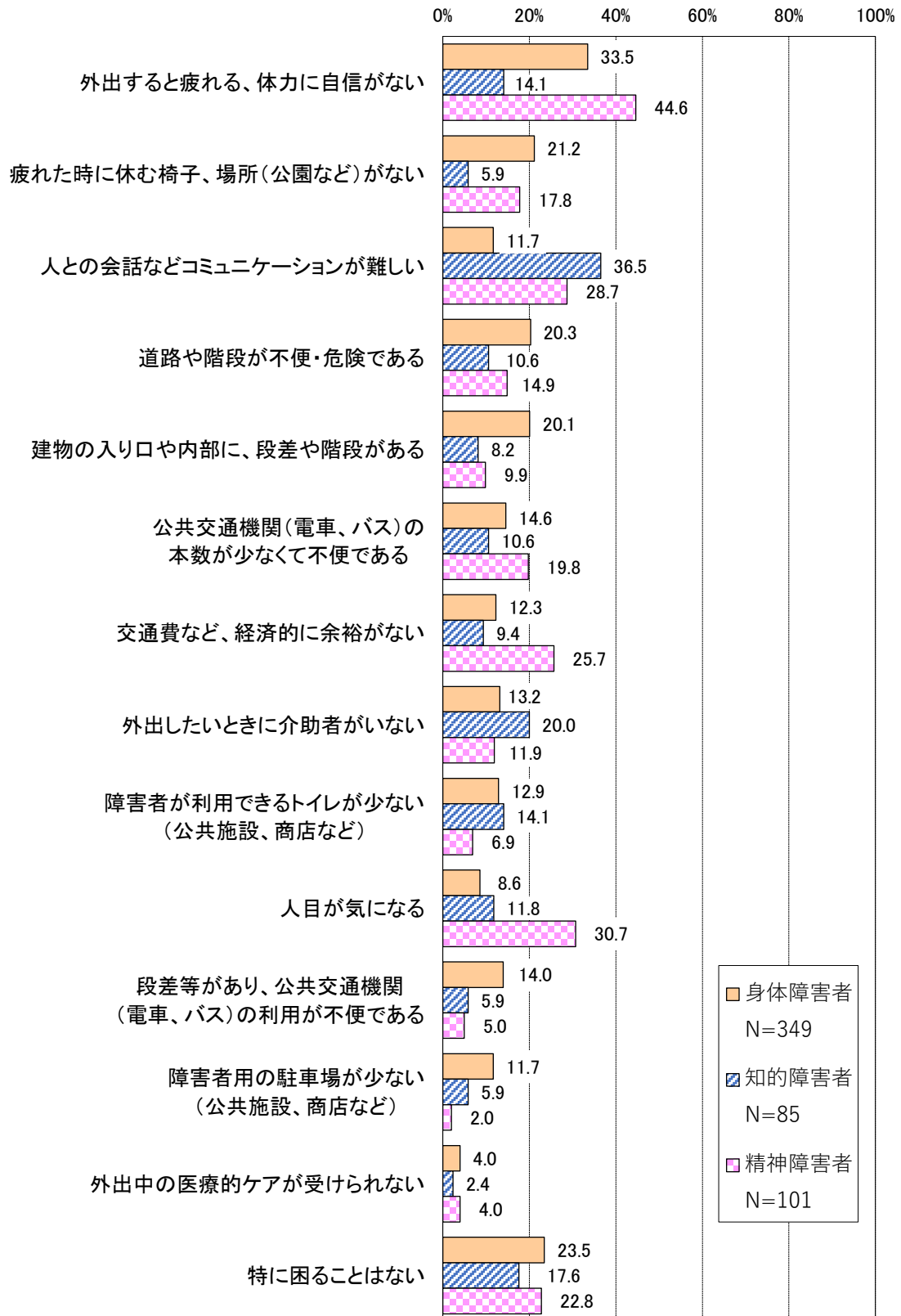
(2) 普段の生活の中で、援助が必要だと感じること

身体障害者と知的障害者では「銀行や役所などでの手続き」、精神障害者では「人とのコミュニケーション」という回答割合が最も高くなっています。また、知的障害者は、ほとんどの項目で他の障害者より回答割合が高くなっています。



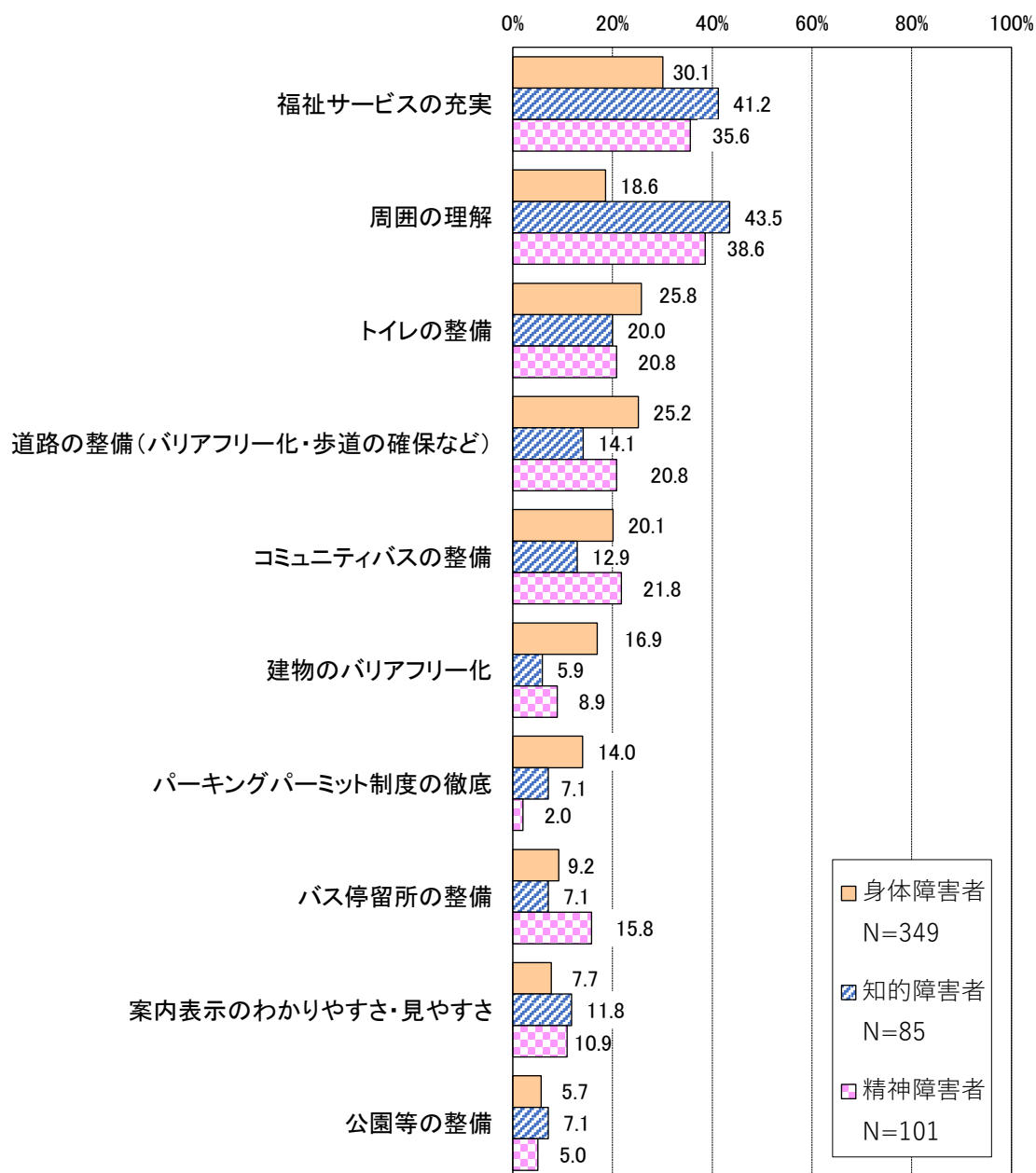
(3) 外出で困ること、または外出できない理由

身体障害者と精神障害者では「外出すると疲れる、体力に自信がない」、知的障害者では「人との会話などコミュニケーションが難しい」という回答割合が最も高くなっています。また、精神障害者では「人目が気になる」という回答が第2位となっています。



(4) どのようなことが整備されると外出しやすくなると考えるか

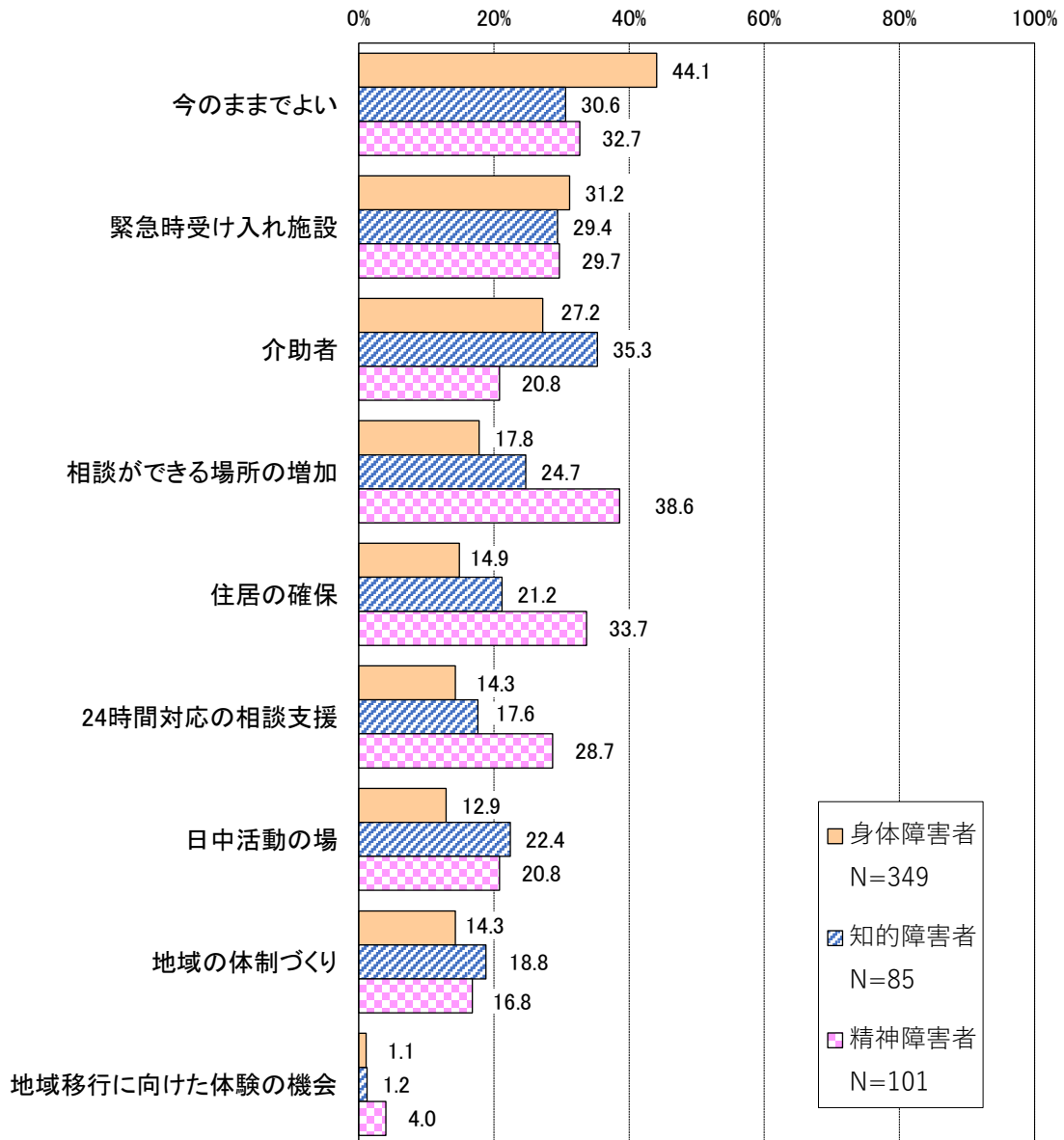
身体障害者では「福祉サービスの充実」が最も高い回答割合となっていますが、知的障害者と精神障害者では「周囲の理解」が「福祉サービスの充実」をやや上回り、それぞれ最も高い回答割合となっています。



(5) 地域で安心して生活していくために特に必要なこと

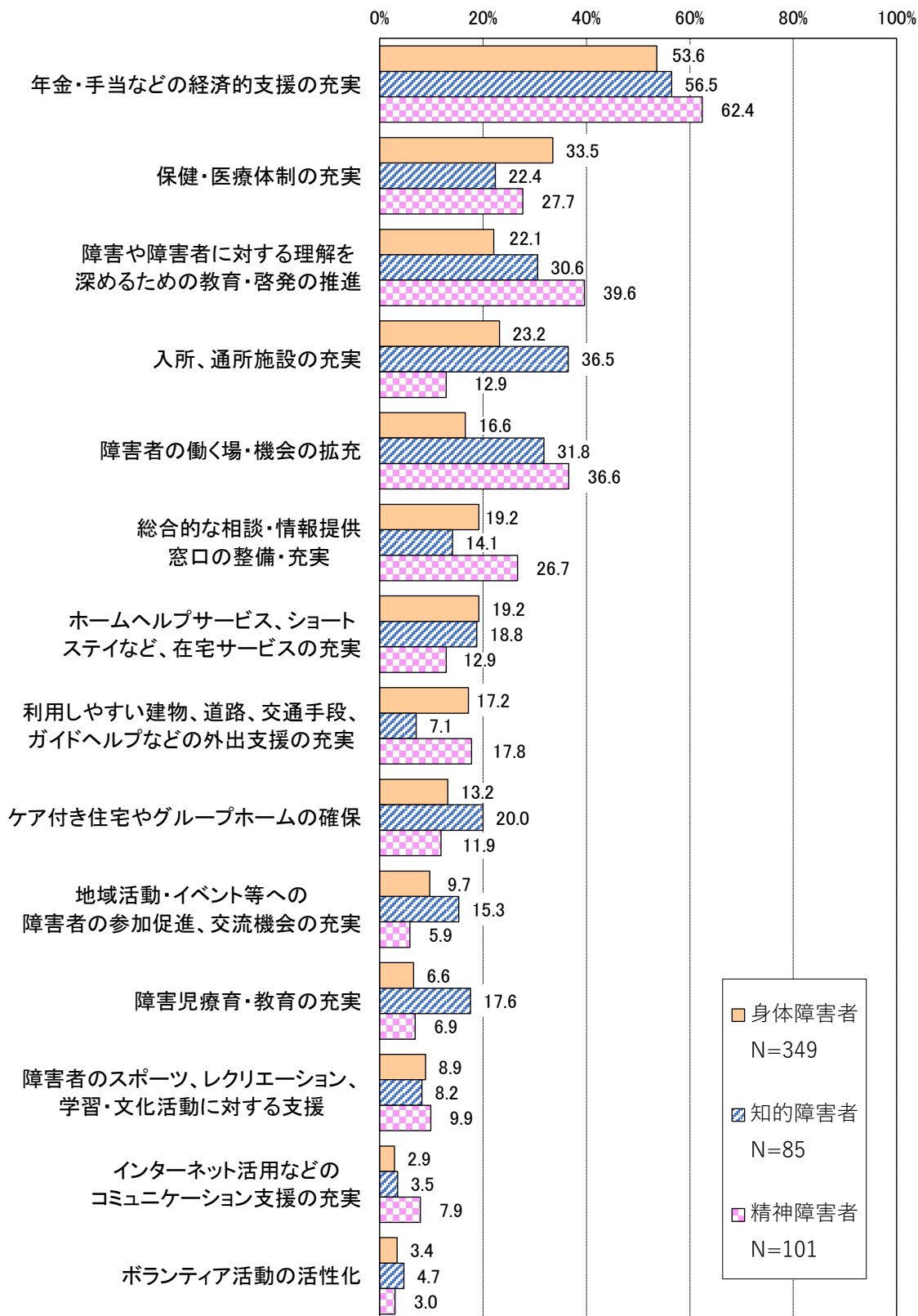
身体障害者では「今のままでよい」、知的障害者では「介助者」、精神障害者では「相談ができる場所の増加」がそれぞれ最も高い回答割合となっています。

また、「緊急時の受け入れ施設」については、3障害ともに3割前後と回答割合が高いほか、精神障害者では「住居の確保」や「24時間対応の相談支援」を求める声も多くなっています。



(6) 自分にとって特に必要な福祉施策

3 障害ともに「年金・手当などの経済的支援の充実」が最も高い回答割合となっていますが、身体障害者では「保健・医療体制の充実」、知的障害者では「入所、通所施設の充実」、精神障害者では「障害や障害者に対する理解を深めるための教育・啓発の推進」





第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害のあるなしに関わらず、 すべての市民が安全・安心にともに暮らせる 「地域共生社会」の実現

第4期鳥栖市障害者福祉計画では、障害のある人もない人もお互いを尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の構築を目指し、第3期計画の基本理念を継承し、「～繋がり、支え合い、切り開く～認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちを目指して」を基本理念としていました。この理念の基礎となる考え方は本計画においても引き継がれるべきものですが、第5期計画では国が進める「地域共生社会」の考え方も踏まえ、共生社会の実現という目標が端的に分かる表現に基本理念を改めることとしました。

障害者すべてについて、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認するとともに、障害を理由に差別することや権利を侵害することがないように、市民一人ひとりが障害及び障害者について正しい認識を持つことが大切です。

第5期鳥栖市障害者福祉計画を、障害者だけでなく全市民を対象とする計画と位置づけるとともに、障害者がある有する能力と適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、さまざまな支援を進めることで、「障害のあるなしに関わらず、すべての市民が安全・安心にともに暮らせる『地域共生社会』の実現」をめざします。

本計画における自立とは

「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」を意味しており、自己決定が困難な方についても、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くすことで自らの意思が反映された生活を営むことを表しています。

2 計画の基本的視点

前述の基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

(1) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者の主体的な選択や決定を尊重し、障害者が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

(2) 市民とともに創る地域福祉の推進

障害のあるなしに関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう生活支援体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して市民とともに地域特性に合った福祉を創ります。

(3) だれもが住みよい社会づくり

障害や障害者に対する正しい理解を広めるとともに、障害者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障害者が自由に社会活動ができる平等な社会をめざします。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進

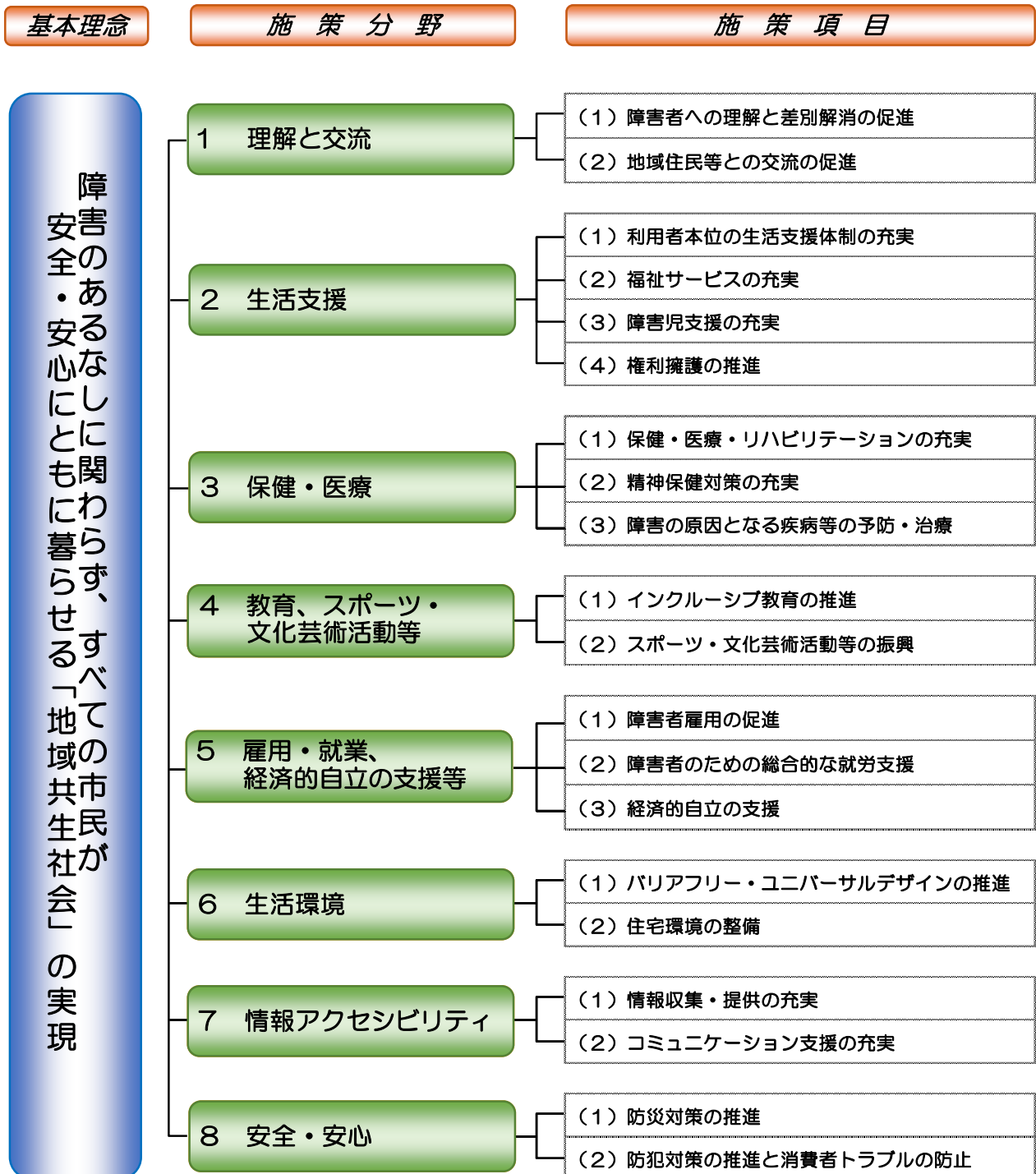
障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について合理的配慮を行うなど、障害を理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

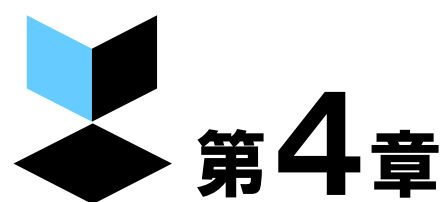
(5) 障害者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化

障害者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

3 計画の施策体系

本計画では以下の8つの施策分野ごとに基本的施策と今後の取組を定めます。





第4章

施策の現状と課題及び今後の取組

1 理解と交流

障害のあるなしに関わらず、すべての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障害や障害者に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然存在しています。

すべての市民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害や障害者についての理解促進を図ることが重要です。

また、地域における障害への理解の促進のためには、子どもから高齢者まで様々な年代において、住民同士がふれあい、つながりをつくっていくことが重要です。ふれあうことにより、お互いが理解しあい、価値観や経験の共有を通じて認めあい、支えあえる関係を築いていくことができます。

(1) 障害者への理解と差別解消の促進

現状と課題

本市では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される対応要領を策定するとともに、市ホームページ等で同法の趣旨・内容や求められる「合理的配慮」の具体例を示すなど、障害者差別解消法の周知・啓発と障害者差別解消の推進に取り組んでいます。

しかし、本計画の策定にあたって実施した市民を対象としたアンケート調査結果（以下「市民アンケート結果」という。）を見ると、障害者差別解消法にうたわれている「合理的配慮」という言葉について、「名前を知っており、内容について説明できる」と回答した人は6.6%にとどまり、「名前も内容も知らない」と回答した人が58.3%を占めています（図1参照）。また、障害者を対象としたアンケート調査結果（以下「障害者アンケート結果」という。）を見ると、日常生活や地域で、障害者に対する差別・偏見や疎外感を感じるものが「ある」と回答した人の割合は、全体の22.6%となっており、依然として障害者に対する市民の無理解を感じる障害者が少なくないことがわかります（図2参照）。特に、知的障害者や精神障害者は身体障害者に比べ、差別・偏見や疎外感を感じる割合が高くなっており（図2参照）、障害者への差別や偏見があると感じる機会や場面についても障害種別による差異が見られます（図3参照）。

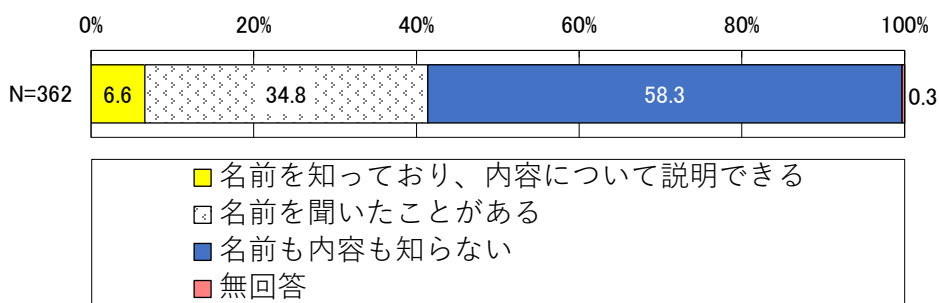
今後、ますます障害者の社会参加が進むと予想される中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動

を粘り強く継続的に行い、障害者について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

さらに、差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障害や障害者に対する理解や認識を深めていくためには、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります（図4参照）。本市の小中学校では、教育活動全体を通して、さまざまな人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することを目指して人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、障害に対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

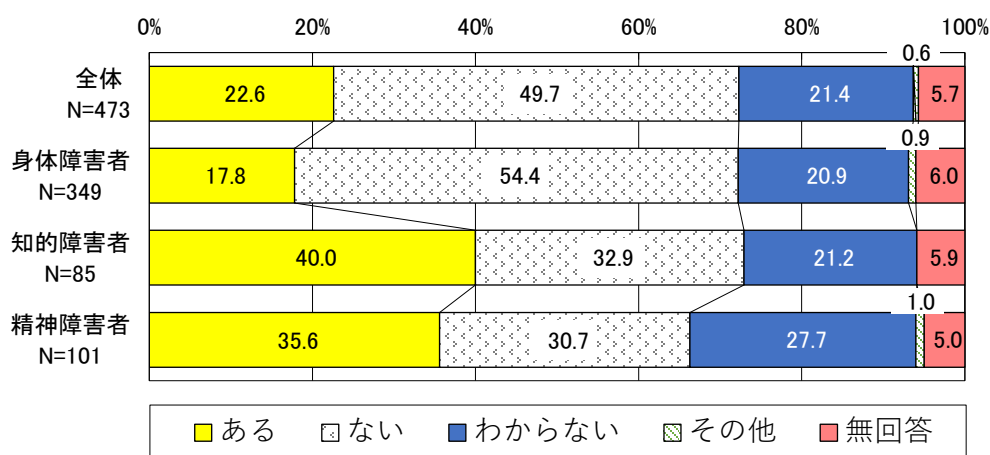
今後も、児童や生徒が障害について理解し、障害のある子もない子ともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取組を継続するとともに、市や各障害者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

図1 障害者差別解消法の「合理的配慮」という言葉を知っているか



資料：市民アンケート結果

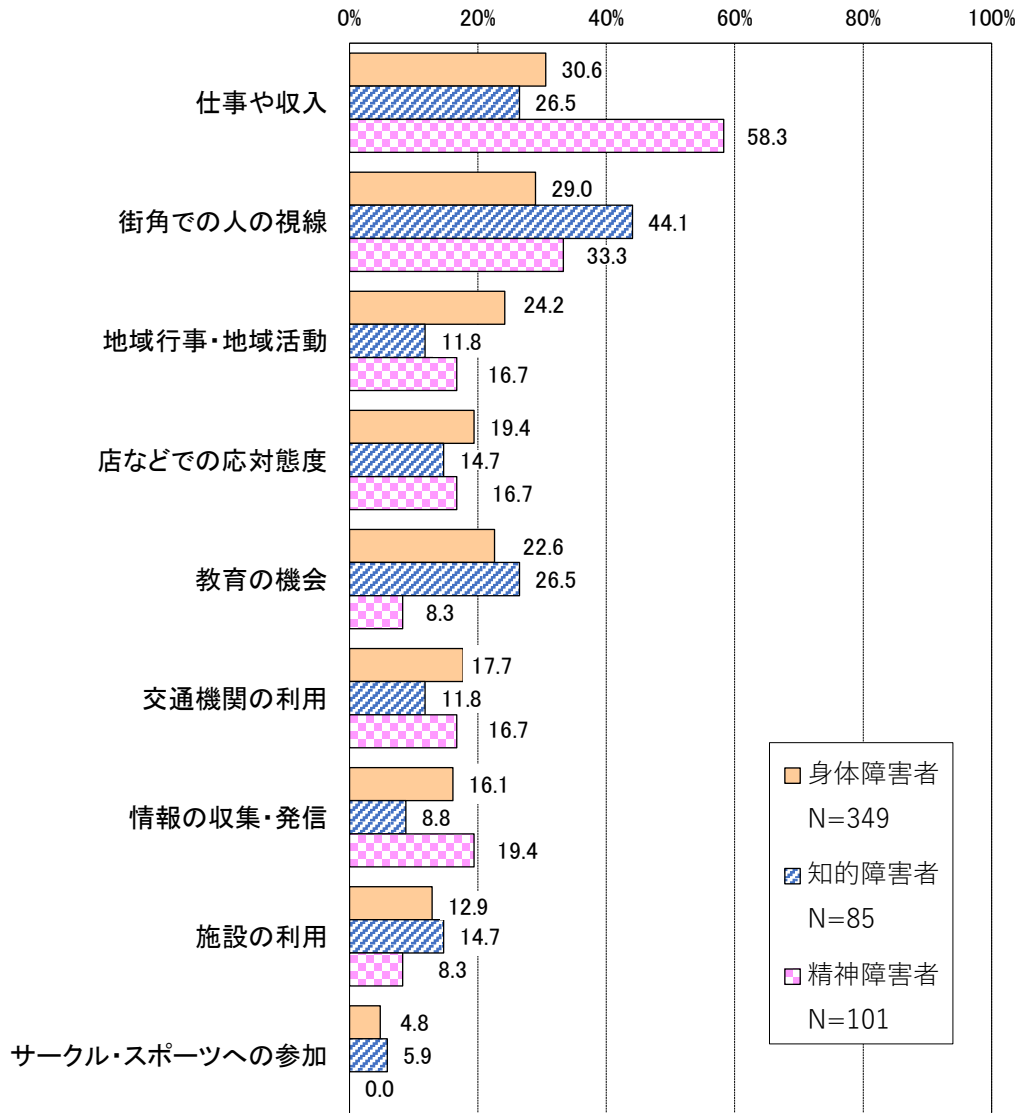
図2 日常生活や地域で、障害者に対する差別・偏見や疎外感を感じることもあるか



※調査結果には重複障害者が含まれるため、各障害者のNの和と全体のNの値は一致しない（以下同じ）。

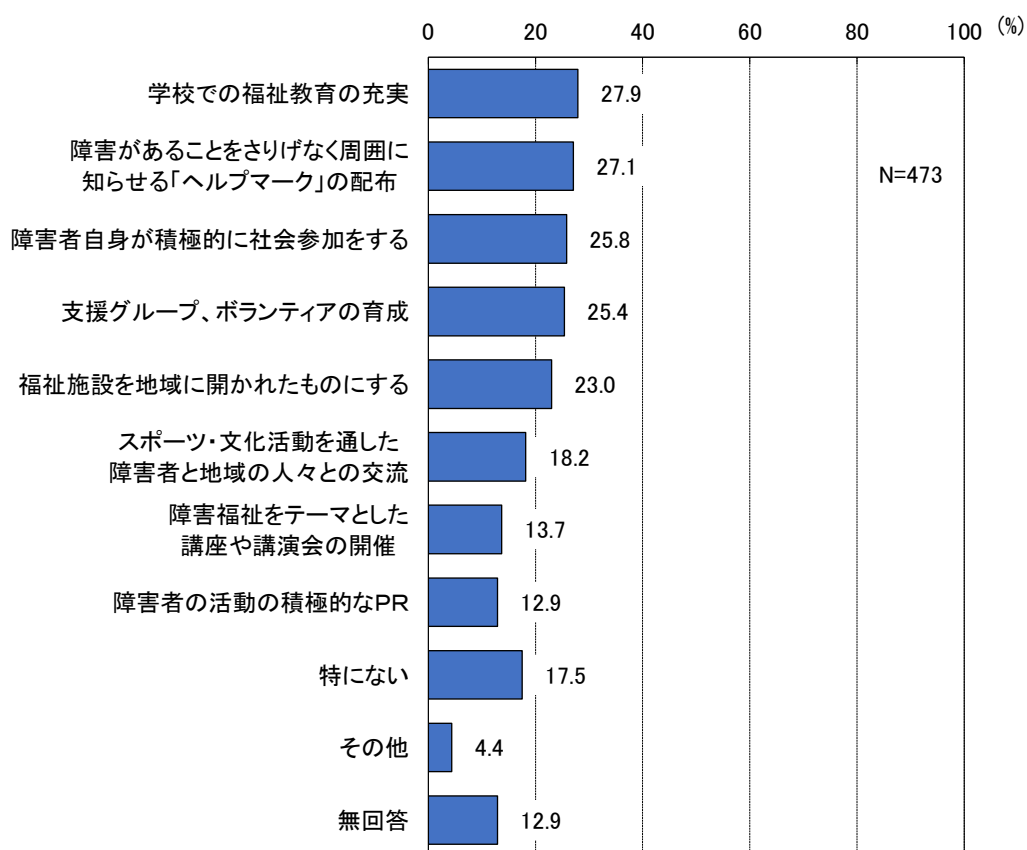
資料：障害者アンケート結果

図3 どのようなところに、もっとも強く障害者に対する差別・偏見、または疎外感を感じるか



資料：障害者アンケート結果

図4 障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何だと思うか



資料：障害者アンケート結果

今後の取組

1 市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実 【高齢障害福祉課】

障害特性や障害者とコミュニケーションを図る上での留意点などを記載した国や県の啓発パンフレット等の啓発資料を配布するとともに、市報や市ホームページ等を利用した啓発・広報活動に努め、障害や障害者に対する理解の促進を図ります。

2 「障害者週間」等の周知 【高齢障害福祉課】

「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」の周知を図りながら、障害者に対する理解の促進に努めます。

3 学校教育における人権教育・福祉教育の充実 【学校教育課】

障害者への正しい理解を深め、共生社会を実現するために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

また、小中学校における障害者やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます。

4 生涯学習における福祉講座等の充実 【高齢障害福祉課・生涯学習課】

障害者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、人権・福祉分野の講座や講演会の充実に努めます。

5 障害者差別解消の推進 【高齢障害福祉課・全課】

国や県と連携しながら、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

6 市職員の理解の促進 【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】

人権問題や障害者施策にかかる市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上に努めます。

7 選挙等における配慮 【選挙管理委員会事務局】

投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置など、必要に応じて移動に困難を抱える障害者等が投票しやすい環境への配慮に努めます。

また、視覚障害者が投票しやすいよう、点字による候補者名簿を各投票所に備え付けます。

8 ヘルプマークの配布・普及 【高齢障害福祉課】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマークの配布・普及を行います。

(2) 地域住民等との交流の促進

現状と課題

障害者が家庭や地域の中で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障害者やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。しかし、少子高齢化の進展、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

障害者への偏見や理解不足、また障害の特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題がありますが、障害への理解促進により様々な地域活動に参加でき、交流をさらに広げるための環境をつくる必要があります。

今後の取組

1 啓発イベントと交流の充実 【高齢障害福祉課・市民協働推進課】

障害者が地域社会の一員として地域への関心を高めていくために、福祉事業所や関係団体との連携により障害者の地域活動への参加を促進します。

このために、広報活動を強化して福祉事業所や関係団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

また、障害者が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

2 地域の活動・行事の中での交流の促進 【高齢障害福祉課】

障害者が地域で自立した生活を送るために、自治会や子ども会等が地域で行う行事の中で、障害者の地域生活について共に考える機会を持つことが重要です。障害者が積極的に参加でき、交流の輪がさらに広がるよう努めます。

3 交流の場の利用促進 【高齢障害福祉課】

障害のある当事者同士が集まって情報交換・悩み相談をする場や障害のあるなしに関わらず誰でも参加できる交流の場の利用促進に努めます。

4 ボランティア活動等の促進 【市民協働推進課・高齢障害福祉課】

とす市民活動センターや鳥栖市社会福祉協議会と連携し、市内を中心に活動するNPOやボランティア団体等の情報提供を行うとともに、各種市民活動の情報発信を行うことで市民のボランティア活動等に対する関心や理解を深め、市民活動の活性化を図ります。

また、鳥栖市社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成講座や、中学生を対象としたボランティア体験学習を行います。

2 生活支援

障害者施策の目指すところは障害者が住み慣れた身近な地域で尊厳をもって自分らしく安心して生活できる体制を構築することにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障害者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

(1) 利用者本位の生活支援体制の充実

現状と課題

障害者のもつ悩みや問題は、その障害者の障害部位や障害程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、高齢障害福祉課の相談窓口のほか、近隣1市3町で同一事業所に相談支援事業を委託し、障害者とその家族からの相談に対応しており、平成30年4月には基幹相談支援センターを設置しました。また、障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を配置して、身近な地域での支援にあたっており、さらに、各相談支援事業所においても障害者とその家族に対する相談支援が行われています。

今後さらに多様化することが予想される障害者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障害者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。地域の社会資源間のネットワークの核となる「鳥栖・三養基地域自立支援協議会」は、その設置以来、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

今後の取組

1 相談支援体制の充実 【高齢障害福祉課】

障害福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、基幹相談支援センターを中心とした市内外の各種相談機関との連携を図るとともに、その利用を促進するため、さらなる情報提供に努めます。

2 障害者ケアマネジメント体制の充実 【高齢障害福祉課】

単に障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障害者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現を目指します。そのため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会における相談支援部会の研修等を通じて、相談支援専門員の資質の向上を図り、障害者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制のさらなる充実に努めます。

3 鳥栖・三養基地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化 【高齢障害福祉課】

鳥栖・三養基地域自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として、この地域が抱えている障害者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携のさらなる強化に努めます。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

障害者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障害者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障害者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障害者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

本市では、障害者の社会参加を積極的に進めるため、重度心身障害者に対する福祉タクシー利用券の交付や、視覚障害者や肢体不自由で単身では外出できない障害者への外出時における移動支援事業を行っており、今後も同行援護や行動援護など移動支援を目的とした障害福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

本市における障害者のサービス利用状況をみると、ほとんどのサービスで利用実績の増加が見られ、サービス供給体制が整いつつあることがうかがわれますが、障害者のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、今後のサービス基盤の整備にあたっては、単に総量での充足度だけでなく、障害種別の利用対象者数や現実の利用実態に照らし、必要な人に必要なサービスが行き届くかどうかの検証が求められます。

また、障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められています。

精神障害者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の手続きや金銭管理をはじめとする退院後のさまざまな課題への対応や不規則な時間帯や夜間の相談に対応するなど、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

今後の取組

1 介護給付体制の充実 【高齢障害福祉課】

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度障害者や医療的なケアが必要な人など、障害者の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

2 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実 【高齢障害福祉課】

在宅で生活している障害者が家族の急病等で在宅での対応が困難なときや、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、短期入所、日中一時支援の提供体制の充実に努めます。

3 移動支援等の充実 【高齢障害福祉課】

障害者の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため、重度心身障害者に対する福祉タクシー利用券の交付を継続するとともに、その周知に努めます。また、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実に努めます。

4 補装具・日常生活用具の給付 【高齢障害福祉課】

障害者の日常生活を容易にするための補装具購入費、修理費及び貸与費の一部を支給します。また、障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

5 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実 【高齢障害福祉課】

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ、必要に応じて居住の場の提供支援に努めます。

また、地域生活支援の機能を強化するため、居住支援のための機能を持つ事業所等と連携し、地域の障害者を支援するための体制整備に努めます。

(3) 障害児支援の充実

現状と課題

身体障害や知的障害のほかに、近年、自閉症スペクトラムなどの発達障害またはその疑いのある子どもが増えています。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況をなくすためには身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障害の早期発見の機会であるとともに、保護者が育児などについて相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、健診の場で専門的な相談ができる体制の整備が必要です。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの療育については、児童発達支援センターや児童相談所、医療機関等の関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的な療育体制の確保を図っており、痰の吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しての支援も求められています。

また、子どもにとって、集団の中でのさまざまな体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、市内の保育所、幼稚園等では障害のある子どもや発達に課題のある子どもの受け入れに努めています。

さらに、学齢期においては、その子にとってより良い教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障害のある子どもや発達に課題のある子どもの教育に関しては、就学時の健康診断、就学相談会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあり、早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、発達に課題のある子どもや障害のある子どもの個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

なお、近年、両親または親のどちらかが外国出身者である、外国にルーツをもつ子どもについて、日本語がわからないことが要因となって発達障害や知的障害の可能性を疑われるケースが問題になりつつあります。このような場合には、来日前の教育状況や母語の発達状況、家庭状況なども含めて慎重な判断を行うとともに、いわゆるやさしい日本語による本人や外国人保護者への説明・情報提供も含めた支援が求められます。

今後の取組

1 相談支援体制の充実【高齢障害福祉課・こども育成課・健康増進課・学校教育課】

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。

子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

2 個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実

【高齢障害福祉課・こども育成課・健康増進課・学校教育課】

障害のある子どもや発達に課題のある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

3 障害児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

【高齢障害福祉課・こども育成課】

障害のある子どもや発達に課題がある子どもが、保育所、幼稚園等で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園等での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備に努めます。

4 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援

【高齢障害福祉課・こども育成課・健康増進課・学校教育課】

医療的ケアが必要な子どもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に努めます。

5 教育相談・教育支援体制の充実 【高齢障害福祉課・学校教育課】

特別な支援が必要となる可能性のある子ども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障害のある子どもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

6 障害児通所支援の充実 【高齢障害福祉課】

障害のある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実に努めます。

7 障害児とその保護者同士の交流の促進 【高齢障害福祉課】

障害児とその保護者同士が交流の機会をもつことで、お互いの経験を活かし、気軽に相談しあえる環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

(4) 権利擁護の推進

現状と課題

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本市では鳥栖市障害者虐待防止センターを設置し、運営を委託して障害者の虐待に関する相談を受け付けていますが、市民アンケートの結果を見ると、障害者虐待防止法も障害者虐待防止センターも市民の認知度が高いとは言えません（図5、図6参照）。今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に支障がある知的・精神障害者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障害者の権利や財産などを守る取組が必要です。このような障害者の権利や財産を守るための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障害者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

今後、高齢化とともに一人暮らしの障害者がさらに増加していくことや、障害者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

図5 障害者虐待防止法を知っているか

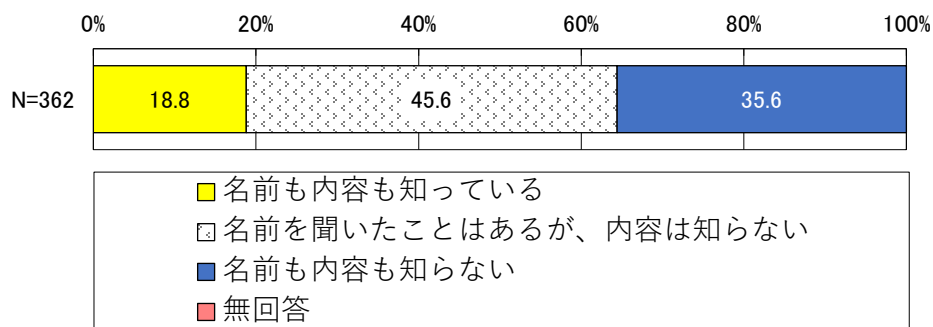
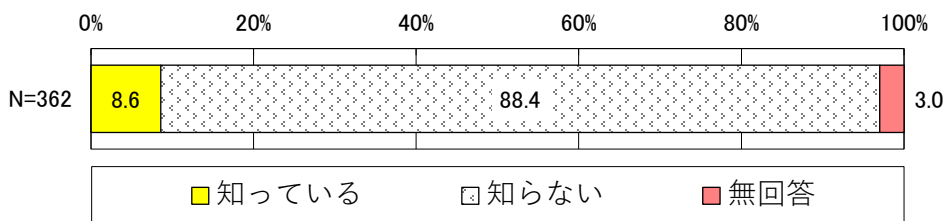


図6 障害者虐待防止センターを知っているか



資料: 市民アンケート結果

今後の取組

1 障害者への虐待防止 【高齢障害福祉課】

障害者虐待防止に関する啓発や鳥栖市障害者虐待防止センターに設置されている相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図り、虐待防止に努めます。

2 障害者の権利擁護の充実 【高齢障害福祉課】

鳥栖市社会福祉協議会や鳥栖・三養基地域自立支援協議会と連携しながら、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の普及を推進し、成年後見制度の活用を促進することにより、障害者の権利擁護の充実に努めます。

3 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築 【高齢障害福祉課】

権利擁護支援が必要な人を発見し、早期の段階からの相談や対応、意思決定支援等ができるよう、各専門職団体や関係機関等による地域連携ネットワークの構築、市民後見の推進に向けた取組、成年後見制度の周知に努めます。

3 保健・医療

障害には、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障害者には、定期的な医療を必要とする人がいる他に、その障害のために健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。

特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の実施が求められています。

このため、障害を軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実が必要であるとともに、精神保健の分野については、適切な医療機関への受診を促進するとともに、地域精神保健対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要です。

(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障害者の中には、障害の特性から適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。

障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害者の日常的な活動を促進し、社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障害の重複化・重度化及び高齢社会の進行、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、障害に伴う二次障害の予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障害者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

今後の取組

1 障害者の保健に関する情報提供と特定健診・がん検診等の受診勧奨 【健康増進課・国保年金課】

障害者の健康づくりや保健事業に関する情報提供の充実を図るとともに、障害者にも受診しやすい健診体制を整備し、障害者の受診率向上に努めます。

2 医療及びリハビリテーションの充実 【高齢障害福祉課】

重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図るとともに、公費負担・助成制度等についての運用を継続していきます。

また、症状や状況に応じた治療、障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医療機関とのさらなる連携と鳥栖市身体障害者福祉センターの活用の促進に努めます。

(2) 精神保健対策の充実

現状と課題

平成18年の障害者自立支援法の施行を契機に、福祉サービスの3障害の一元化や自立支援医療制度の開始など、サービス体系や医療制度の変更を通じて、これまで立ち後れていた精神障害者へのサービスの充実が進められています。

精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療につながることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障害に対する理解はまだ十分とはいえず、根深い偏見も残っており、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障害に対する偏見をなくしていく取組が必要です。

退院可能な精神障害者の退院を促進するという流れの中、精神疾患に対する偏見や社会復帰を図るための地域資源の不足など、精神障害者の地域生活への移行を実現するためには、なお多くの課題が残されています。精神障害者が地域で自分らしく安心した生活を送ることができるよう啓発し、心の健康相談や訪問指導等、精神障害者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

また、平成28年3月には「自殺対策基本法」の改正が行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、「生きることの包括的な支援」として、自殺要因の解消に向けた環境整備の充実が求められるとともに、市町村にも自殺対策の計画策定が義務づけられました。本市でも、平成31年3月に「第3期うららトス21プラン追補版」として「鳥栖市自殺対策計画」を策定しました。庁内、関係団体、地域の様々な取組を「生きることを支える取組」とし、より包括的、全庁的に自殺対策を進めていく必要があります。

今後の取組

1 周知・広報による制度の利用促進 【高齢障害福祉課】

自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、周知・広報による制度の利用促進を図ります。

2 精神障害に関する正しい知識の普及・啓発 【高齢障害福祉課・健康増進課】

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、メンタルヘルスや精神障害に関する正しい知識について普及・啓発を行います。

3 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進 【高齢障害福祉課・健康増進課】

うつ病の予防やストレス対策等、心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業や医療機関等との連携により精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

4 心の健康づくりの推進 【健康増進課・学校教育課・高齢障害福祉課】

「鳥栖市自殺対策計画」に基づき、うつ病予防等の心の健康づくりや自殺対策予防に関する相談窓口の周知を図るとともに、これらの知識の普及啓発に努めます。

精神疾患をもつ人や、その家族等が悩みを相談できる機関の情報提供に努めるとともに、相談支援事業所との連携を図り、社会復帰を促進します。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めます。

(3) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

身体障害者の障害の原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このような生活習慣病の重症化を予防するため、市民が自分の健康に関心をもち、健康診査を受け、その結果に基づき自己管理ができるように支援することが大切です。

また、先天的な疾病や障害についても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

本市では、妊婦健診や1歳6か月児、3歳児への乳幼児健診等を実施し、成長・発達の支援や課題の早期発見に努め、必要に応じ専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。さらに、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う鳥栖市巡回支援専門員整備事業を実施しています。

また、妊産婦・新生児については、訪問や電話等により個別の相談に応じ、保護者支援を継続的に実施しています。

今後の取組

1 妊産婦に対する保健事業の充実 【健康増進課】

妊娠に対して、健康状態を定期的に確認するための妊婦健診の助成をし、妊娠中の健康管理等の充実に努めます。

2 乳幼児期における疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進 【高齢障害福祉課・健康増進課】

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

3 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進 【国保年金課・健康増進課】

特定健診やがん検診等により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくりを推進し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。

4 教育、スポーツ・文化芸術活動等

ノーマライゼーションの理念からは、障害のある子どもも、障害のない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障害のあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない子どもと共に受けることのできる教育（インクルーシブ教育）システムを構築しなければなりません。

また、障害者が円滑にスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動を行うための環境整備等も求められています。

(1) インクルーシブ教育の推進

現状と課題

本市では、令和元年9月、「鳥栖市障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長するための、保育及び教育の環境整備を推進する条例（通称：共に学び成長する子ども条例）」を制定し、共生社会の実現に向けた「共に学び、共に成長する」を基本とするインクルーシブ（包括的な）保育・教育の理念を表明し、それに向けた市と市民の役割を定めました。

インクルーシブ教育の推進にあたっては、障害のある子どもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

本市では、障害のある子どもの教育に関し、随時、就学相談・就学移行相談に応じ、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう本人及び保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断し、教育的ニーズと必要な支援について検討を行っています。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続したり、学びの場の見直しを柔軟に行ったり、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報の取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

今後の取組

1 就学及び教育支援体制の充実 【学校教育課】

障害のある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障害のある子どもの発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へのさらなる周知に努めます。

2 個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践 【学校教育課】

障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、評価を行います。

また、適切な就学指導や進学がスムーズに行われるよう、定期的に幼保小連絡協議会や小中学校校長研修会等を開催し、情報の共有を図るとともに、学校卒業後の進路指導も見据え、就労支援機関とのさらなる連携構築に努めます。

3 教職員の資質の向上と支援体制の充実 【学校教育課】

特別支援教育の充実のため、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等に参加を促し、発達障害や障害種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

4 教育環境の整備 【教育総務課・学校教育課】

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じた支援機器の整備推進に努めます。

また、障害のある子どもの就学機会を拡充し、児童や生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、教育環境の整備に努めます。

5 インクルーシブ教育理念等の啓発 【学校教育課】

「共に学び成長する子ども条例」に基づき、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが地域の学校で共に学び、共に成長できるよう、保護者に対してインクルーシブ教育の理念と重要性の啓発を行うとともに、その理解促進を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりへの理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあう豊かな心を培うために、全校体制で道徳教育に取り組むとともに、全校集会における校長講話や児童会・生徒会の主体的な取組による集会活動などによって心の教育のさらなる充実を図ります。

さらに教育委員会と学校が連携し、保護者を対象とした就学相談会を引き続き開催します。

(2) スポーツ・文化芸術活動等の振興

現状と課題

障害者がスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で重要です。また、障害者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要です。

障害の種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

また、障害者スポーツは、以前のリハビリテーションの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、さらにはパラリンピックに象徴されるように、競技としての取組へと大きく飛躍しています。

今後は、各種活動の広報に加えて、各種スポーツ活動や文化芸術活動に積極的に参加できるような配慮が必要であり、障害のある人もない人もだれもが参加できるような環境を整えることで、両者の交流の深まりも期待できます。

今後の取組

1 スポーツ活動への参加促進 【スポーツ振興課】

市民パラスポーツフェスタなど、スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障害者のスポーツ活動への参加促進を図るため、佐賀県障害者スポーツ協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知に努めます。

2 文化芸術活動の支援 【高齢障害福祉課・文化芸術振興課】

障害者が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、文化芸術活動の情報提供に努めるとともに、文化芸術活動の発表の場を提供します。また、障害者が文化芸術にふれる機会の創出に努めます。

5 雇用・就業、経済的自立の支援等

障害者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障害者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障害者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

(1) 障害者雇用の促進

現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成30年4月からは、それまでの身体障害者、知的障害者のほか、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、法定雇用率も民間企業2.2%、国及び地方公共団体2.5%にそれぞれ引き上げられました。さらに令和3年3月にはそれぞれ0.1%ずつ引き上げられています。

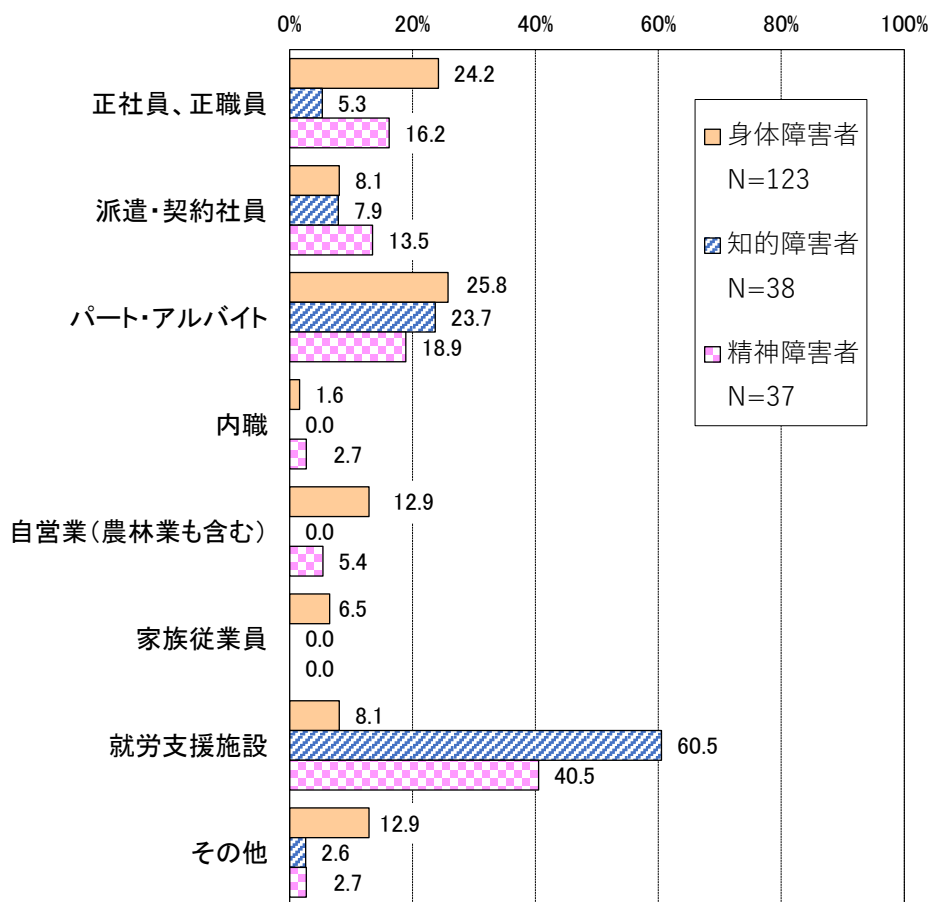
また、平成25年6月の改正により、雇用の分野において、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障害者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

令和元年6月1日現在、市内にある企業の障害者の雇用率は2.77%で、72.1%が法定雇用率を達成しています（P16参照）。今後も、企業・事業主に対して障害者雇用に関する啓発や情報提供を行うなど、障害者雇用を促進することが必要です。

障害者アンケート結果を見ると、働いていると回答した障害者のうち、正社員・正職員として働いている人は少なく、特に知的障害者と精神障害者では、就労支援施設に通っている人の割合が高いことがわかります（図7参照）。

障害者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障害者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力を求めるところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障害者が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障害者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図7 現在どのような形で働いているか（働いている人のみ）



資料: 障害者アンケート結果

今後の取組

1 事業主等への啓発 【高齢障害福祉課・商工振興課】

ハローワーク（ジョブナビ鳥栖を含む）、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めます。また、障害者トライアル雇用や短時間就労など、障害者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解促進に努めます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障害者の雇用促進のために、関係機関と連携し地域の民間企業等に対して障害の正しい理解を促進するための啓発を行うとともに、研修・セミナーへの参加勧奨に努めます。

2 市役所における雇用の確保 【総務課】

障害者の雇用については、障害者の任用を適宜実施することで、就業の機会の確保に努めます。

(2) 障害者のための総合的な就労支援

現状と課題

平成18年、障害者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障害者に対する雇用対策の強化など、障害者の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障害者雇用やグループ就労といった雇用形態の多様化等により、障害者の就労を促進する環境がつくられつつあります。

しかし、全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が少ない」「特別支援学校卒業者の就職率が低い」などの状況は、本市においても同様です。今後も就労移行支援事業を活用し、働く意欲や能力のある障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

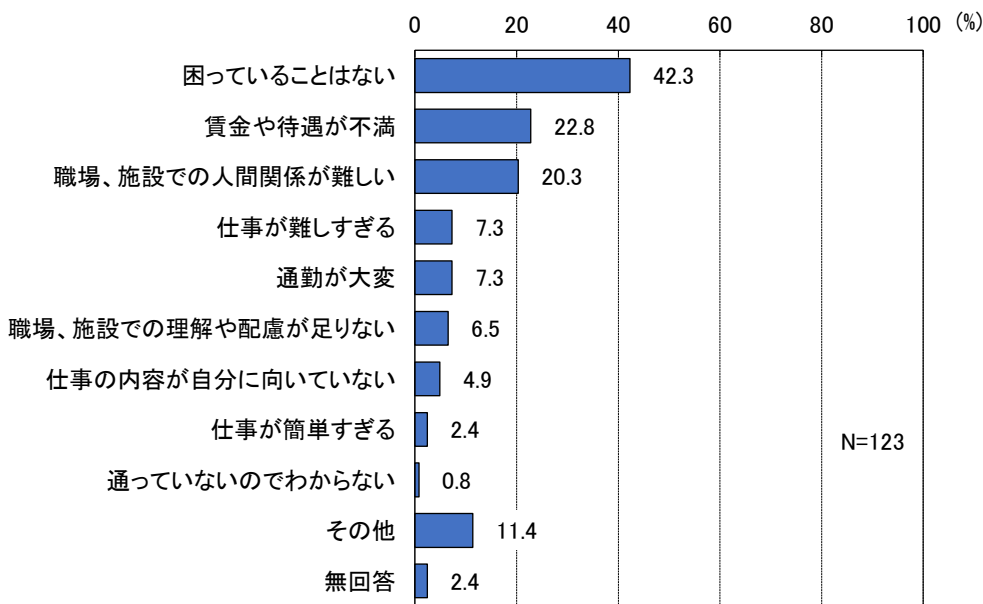
また、障害者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。障害者アンケート結果によると、「賃金や待遇が不満」「職場、施設での人間関係が難しい」などの回答割合が特に高くなっています（図8参照）が、就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。定着のための支援としては、障害福祉サービスの就労定着支援や各支援機関の職場訪問などがありますが、それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、さらなる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障害者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受けられる場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型やB型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障害者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。本市は、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの優先調達推進方針を定め、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っています。今後もその発注拡大を図る必要があります。

福祉用語における工賃とは、就労継続支援B型等の雇用契約を結ばずに生産活動を行った人に対して支払われるお金のことです。

図8 仕事のことで困っていることがあるか（働いている人のみ）



資料：障害者アンケート結果

今後の取組

1 就労移行支援や就労継続支援の利用促進 【高齢障害福祉課】

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障害者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型、B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けたさらなる支援に努めます。

2 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実 【高齢障害福祉課】

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して、企業や関係機関とのネットワークのさらなる充実に努めます。

3 就労定着支援の促進 【高齢障害福祉課】

就労定着支援（障害福祉サービス）の普及・啓発を行い、積極的な活用による障害者の職場定着を促進します。

また、障害者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障害者の就労定着の支援を行います。

4 障害者就労施設等への支援 【高齢障害福祉課】

鳥栖市における障害者優先調達推進方針に基づき、庁内各部署において、障害者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努めます。

(3) 経済的自立の支援

現状と課題

障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障害者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

そのため、行政や民間において障害者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR等の鉄道、航空運賃及び有料道路の割引等が行われています。

本市では、年金・手当・税の減免、医療費の助成等については、「障害者ハンドブック」の配布による周知を図るとともに、手帳交付の際などに利用できる制度を紹介し、必要に応じて関係部署への案内も行っていますが、今後もこれらの制度の周知に努めていく必要があります。

今後の取組

1 年金・手当制度の周知 【国保年金課・高齢障害福祉課・こども育成課】

障害者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度等の各種手当制度の周知に努めます。

2 税の減免、各種割引制度の周知 【税務課・高齢障害福祉課】

障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の鉄道運賃、バス運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

3 医療費公費負担制度の周知 【高齢障害福祉課】

重度心身障害者医療費助成制度や、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度等の各種制度の周知を図ります。

6 生活環境

障害者が安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの考え方は、地域共生社会の理念にも通じるものがあります。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や佐賀県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図っています。また、道路や主要な公共施設については順次改修を行っています。

既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。障害者アンケートの自由回答では、障害者用駐車区画に障害のない人が駐車しているために障害者が駐車できないという声もあがっており、障害者用駐車区画に関する啓発も含め、住民や事業者など多くの人に身近で協力できることへの参画を促進する必要があります。

また、本市では、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいますが、障害者差別解消法の施行により、社会的障壁除去の実施について合理的配慮が求められることから、今まで以上にユニバーサルデザインの徹底を図る必要があります。

今後の取組

1 公共施設や道路のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

【建設課・国道・交通対策課】

バリアフリー新法や佐賀県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路については、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障害者誘導ブロック等の設置など、障害者や高齢者にとって安全で快適に歩行できるように、さらなるバリアフリー化に努めます。

2 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実 【高齢障害福祉課】

福祉のまちづくりは、障害者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることから、その啓発に努めるとともに、視覚障害者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障害のない人による障害者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反による障壁が生じることのないよう、啓発に努めます。

3 「パーキングパーミット制度」の普及促進 【高齢障害福祉課】

身障者用駐車場を本当に必要な人のために確保する「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」を発行し、利用できる方を明らかにすることで、身障者用駐車場の適正利用を図る「佐賀県パーキングパーミット制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

(2) 住宅環境の整備

現状と課題

障害者の生活環境整備の一つとして、住みやすい住宅の整備と、住宅改修のための支援を進める必要があります。

市営住宅においては、障害者世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅の設定を行っていますが、今後も障害者が住みやすい住宅整備を計画的に進める必要があります。

また、障害者の多くが住んでいる民間住宅においてバリアフリーを必要としている人へ、助成制度活用の促進を図る必要があります。

今後の取組

1 障害者に配慮した市営住宅の整備及び入居支援 【建設課】

障害者世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅の計画的整備を図るとともに、バリアフリーに配慮した施設整備に努めます。

2 住宅改修等の支援 【高齢障害福祉課】

日常生活用具給付事業により、手すりの取付け、床段差の解消、洋式便器等への取替えなど住宅改修に要した費用の一部を助成します。

7 情報アクセシビリティ

障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特に障壁がある視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

(1) 情報収集・提供の充実

現状と課題

本市では、市報や市のホームページのほか、障害者ハンドブックの作成・配布によってサービス等の周知を図っています。また、緊急時にはホームページのほか、市公式 SNS (Twitter、Facebook) にも情報を掲載し、リアルタイムでの情報発信に努めています。

障害者アンケート結果をみると、福祉に関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは「市や県の広報、パンフレット」ですが、障害種別にみると、精神障害者では「施設や病院」と答えた人の割合が高くなっています（図9参照）。それぞれの障害によって情報収集先が異なることにも配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

また、行動の制約を伴う障害者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障害による利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

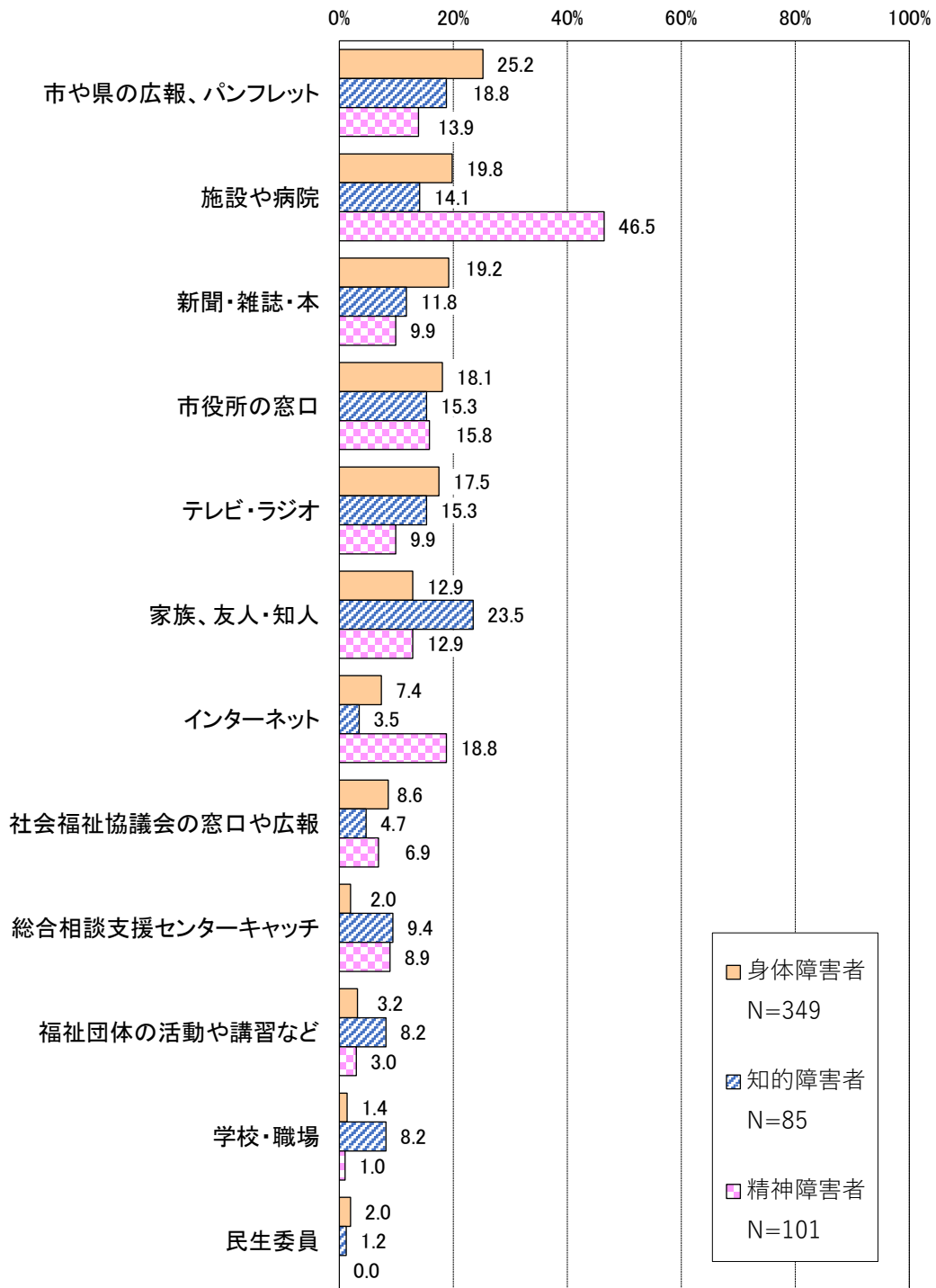
アンケート調査結果をみると、情報入手に「インターネット」を活用している割合は精神障害者では18.8%と比較的高い割合となっていますが、身体障害者と知的障害者では低い割合にとどまっており（図9参照）、障害者の中にまだ十分に普及しているとは言えない状況にあります。

本市では、視覚障害者などが音声読み上げソフトを利用してホームページの情報を正確に入手できるよう、画像の代替テキストの挿入や特殊文字を使用しないなど、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページコンテンツの作成に努めており、令和2年度からはホームページの書体をユニバーサルデザインフォント（UDフォント）に変更し、

見やすい・読みやすいホームページとなるよう努めました。

今後、スマートフォンを使ったインターネット等の利用啓発も含め、障害者がインターネットを活用し必要な情報を容易に得ることができる生活の実現を図る必要があります。

図9 障害者福祉についての情報は、主にどこから入手しているか



資料：障害者アンケート結果

今後の取組

1 多様な手段による情報提供の充実 【高齢障害福祉課】

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、個人情報の保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、市報や市ホームページ、市公式 SNS を活用した情報提供のさらなる充実に努めます。

2 障害者ハンドブックの定期的な更新・配布 【高齢障害福祉課】

障害者に対する各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した「障害者ハンドブック」を制度改正等に合わせて定期的に更新・配布します。

3 市ホームページのウェブアクセシビリティの確保 【情報政策課】

市のホームページが障害者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティに取り組みます。

(2) コミュニケーション支援の充実

現状と課題

視覚障害者・聴覚障害者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本市の市報については、点字版のほか、平成29年度からは音訳版も作成し、視覚障害者への情報提供に努めています。

また、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、手話奉仕員・要約筆記者の派遣事業を行うほか、手話奉仕員の養成を行っています。

しかし、登録手話通訳者として配置・派遣するに至るまでには、十分な通訳技術の習得と経験が必要なため、その担い手不足が深刻な問題となっており、手話通訳者をはじめとする支援者の養成及び確保を図る必要があります。

今後の取組み

1 コミュニケーション支援とその担い手の確保 【高齢障害福祉課】

聴覚障害者等のコミュニケーション支援として、今後も手話奉仕員・要約筆記者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

2 情報・意思疎通支援用具の給付 【高齢障害福祉課】

重度障害者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障害者のコミュニケーションを支援します。

8 安全・安心

平成 28 年の熊本地震や平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨及び令和元年 7 月豪雨など、近隣及び本市において甚大な被害をもたらす災害が多発しています。

このような現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であり、実際に一人で避難ができないなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者」と位置付け、いざという時に備え、平時より個別の支援体制を確立することが必要不可欠となっています。

防災対策を通じ、市民一人ひとりが防災への意識を高め、地域と行政が一体となって防災力を向上させていくとともに、要支援者の視点に立った対策を行い、障害者が安心して生活できるまちづくりの推進が重要です。

また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障害者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

(1) 防災対策の推進

現状と課題

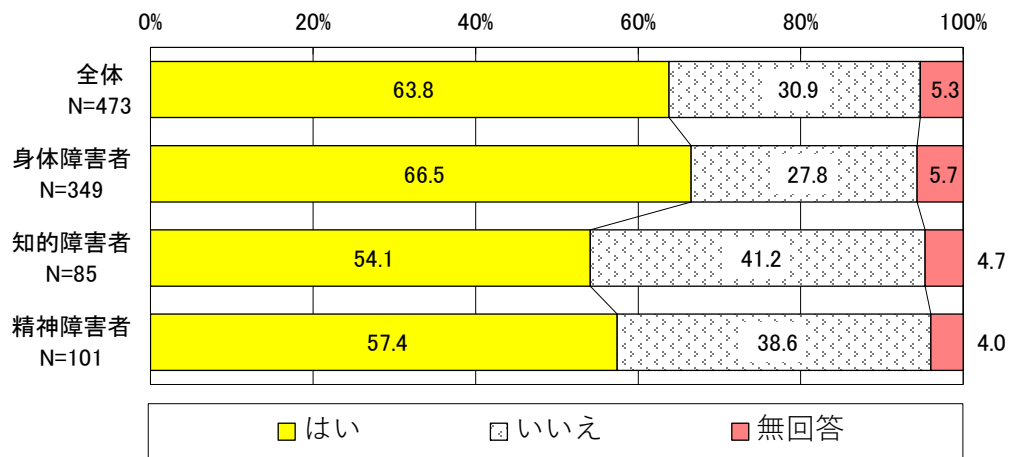
障害者が安心して地域で生活するためには、過去に起きた自然災害の教訓を基に災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害弱者である障害者に対するきめ細かな防災対策が必要となります。

本市では、「鳥栖市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や防災行政無線や防災メール、広報などを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、防災マップを全戸配布し、周知を行っています。

しかし、障害者アンケート結果を見ると、避難場所を知らないと回答した障害者は全体の 30.9%を占め（図 10 参照）、避難場所までひとりで移動できないと回答した人は 47.6%となっています（図 11 参照）。また、万一、災害が起こった際の不安としては、「避難する際の移動の不安」より「避難先での生活の不安」をあげる人の方が多く（図 12 参照）、避難所などで具体的に困ると思われることとしては、「トイレのこと」「薬や医療のこと」などが上位にあがっています（図 13 参照）。

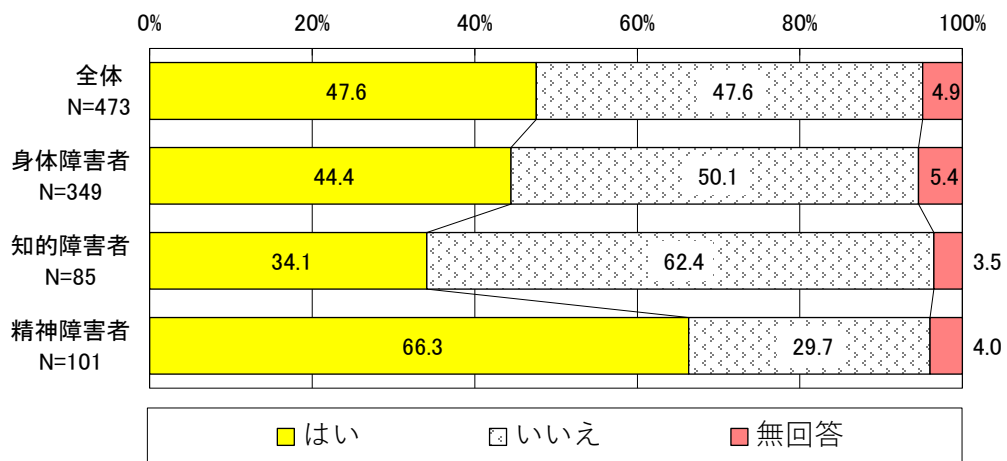
今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、関係機関等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進め、避難体制の充実を図る必要があります。さらに、災害時における市民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組む必要があります。

図10 災害時の避難場所を知っているか



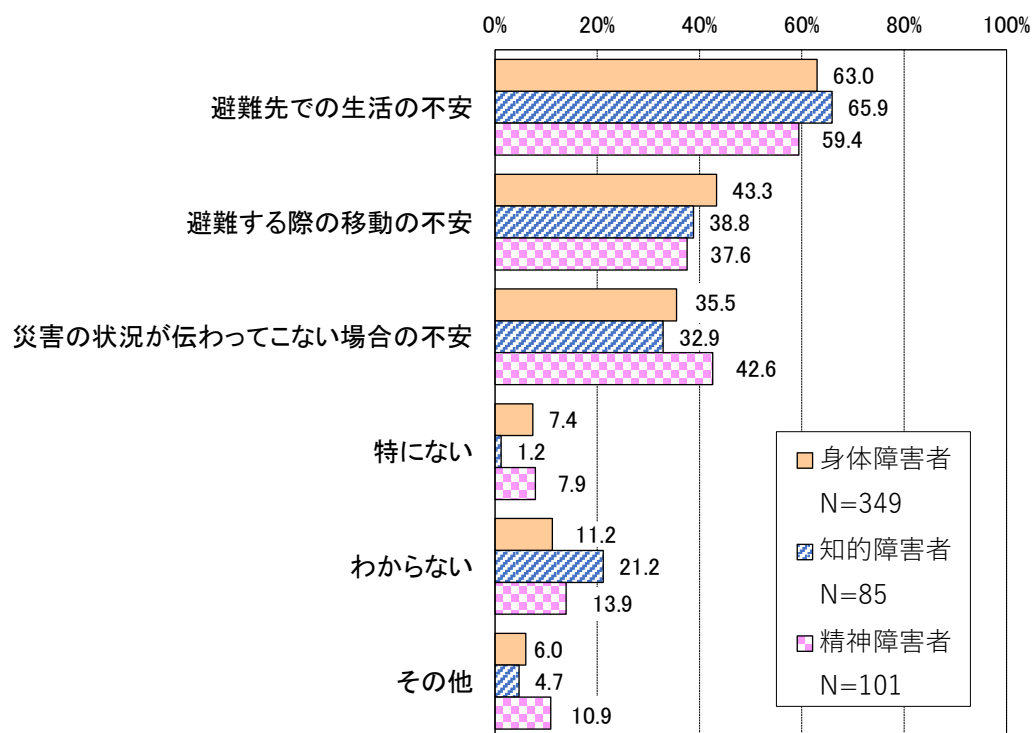
資料：障害者アンケート結果

図11 住まいから避難場所へひとりで移動できるか



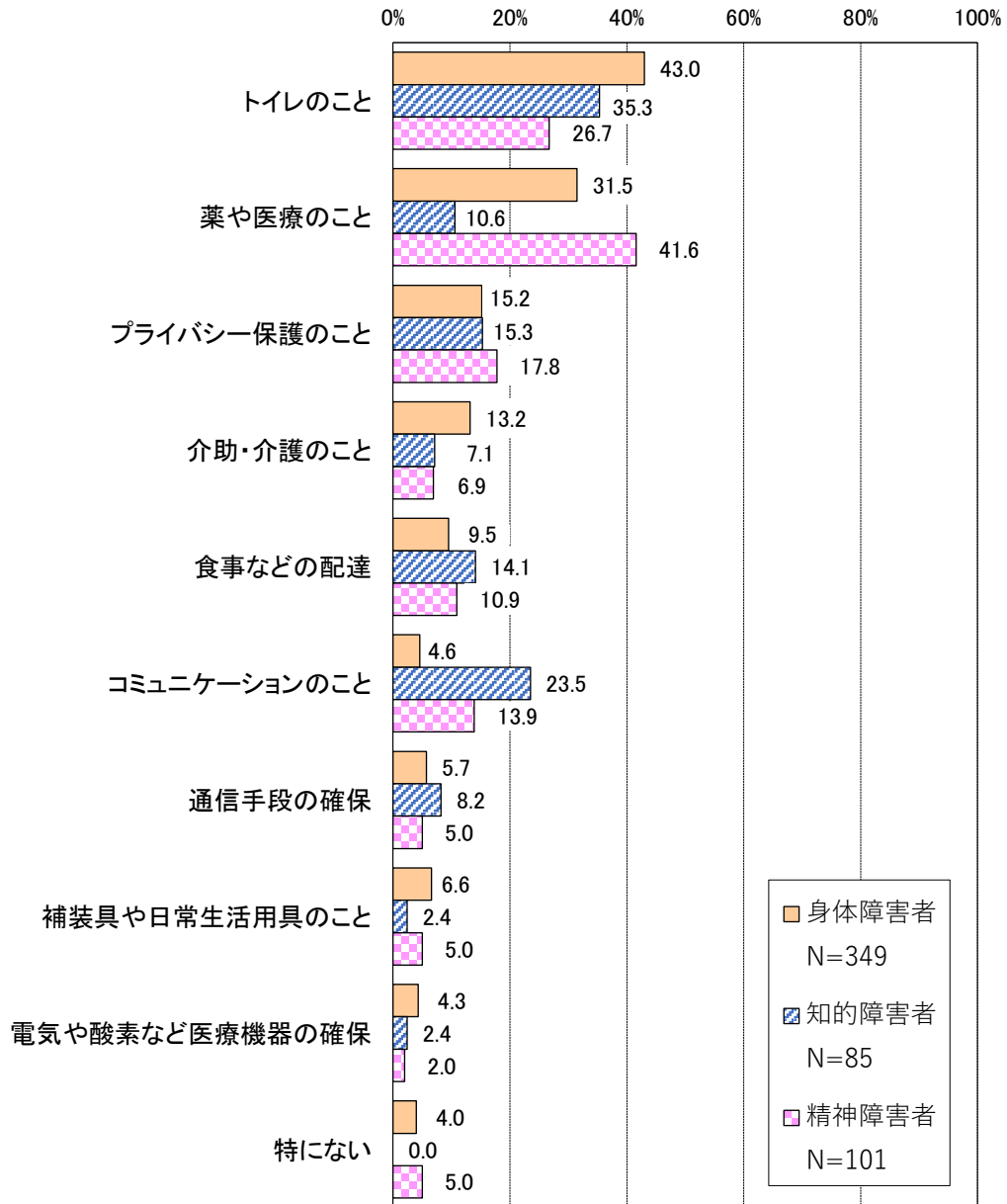
資料：障害者アンケート結果

図12 万一、災害が起こった際の不安は何か



資料：障害者アンケート結果

図13 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われること



資料：障害者アンケート結果

今後の取組

1 災害の知識及び対処法についての啓発・広報 【地域福祉課・総務課】

平時から市報や市公式ホームページ、防災パンフレット、防災マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

2 避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携 【地域福祉課・総務課】

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を定期的に行い、自治会、民生委員・児童委員等に事前同意者の名簿の提供を行い、避難時や災害時に活用できるように関係機関と連携します。

3 情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実

【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】

災害時には、災害情報や避難情報が障害者や家族に確実に伝わるよう、防災行政無線など情報伝達手段の確保に努めます。

また、障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ速やかに通報できるよう、緊急通報連絡体制の整備に努めます。

4 地域防災における連携強化 【総務課】

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織の育成に取り組みます。

また、市民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

5 避難所情報の周知と整備充実 【地域福祉課・高齢障害福祉課・総務課】

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。

また、障害特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めます。

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

現状と課題

障害者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障害者自身が防犯知識や消費生活に関する知識を身につけるとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、市報、ホームページ等を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障害のため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪被害にあわないように、警察署や消費生活センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防を図る必要があります。

今後の取組

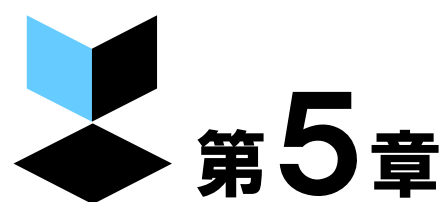
1 防犯対策の充実 【総務課】

地域の自主的な防犯活動の充実を図るとともに、防犯パトロール車による巡回活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

2 消費者トラブルの防止 【高齢障害福祉課・市民協働推進課】

障害者やその家族等から消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、障害者の消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、必要に応じ成年後見制度の活用ができるよう制度の周知を行います。



第5章

成果目標と活動指標の設定

1 令和5年度の成果目標

第5期鳥栖市障害福祉計画（第1期鳥栖市障害児福祉計画）では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。第6期鳥栖市障害福祉計画・第2期鳥栖市障害児福祉計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者（70人）の10%（7人）を地域生活へ移行すること及び平成28年度末現在の施設入所者の2.86%減の2人の削減を目標としていました。

令和元年度末までの地域生活移行者数は2人で、令和元年度末までの目標値に対する達成率は28.6%となっています。また、削減数は6人で目標値を達成しています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年末時点における施設入所者（64人）の6%以上（4人）を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上（2人）削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和元年度末現在の施設入所者数	64人
	令和元年度末までの削減数	6人
	令和元年度末までの地域生活移行者数※	2人
本計画の 目標値	令和5年度末の施設入所者数	62人
	令和5年度末までの削減数	2人
	令和5年度末までの地域生活移行者数※	4人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会を活用し、保健、医療、福祉関係者との連携強化を図ってきました。

今後も、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会において協議を重ねながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	4	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人/年)	28	56	56	56
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数(回/年)	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数(人/月)	1	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数(人/月)	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数(人/月)	47	50	50	50
精神障害者の自立生活援助の利用者数(人/月)	0	1	1	1

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等の地域生活支援を推進する観点から、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、国の基本指針では、地域生活支援拠点等を令和2年度までに各市町村又は各圏域に1か所整備することとなっています。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本市では、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等における議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしなが、面的整備による地域生活支援拠点等の構築を進めてきました。

今後も、鳥栖・三養基地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点の機能充実に向けた運用状況の検証と検討を行いながら、その機能充実を図ります。

成果指標・活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数 (か所)	1	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討 の実施回数(回/年)		1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和2年度における年間の一般就労への移行者数の目標を8人と設定していましたが、令和元年度の一般就労移行者数は10人となっています。本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上(13人)にすることを目標とします。

なお、前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本とし、国の基本指針に基づき、令和2年度中に就労移行支援事業等の利用者数の目標値を15人と設定していましたが、令和元年度末の利用者数は21人となっています。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の 実績	令和元年度の年間一般就労移行者数	10人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	21人
本計画の 目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	13人
	(うち就労移行支援事業所利用者数)	(6人)
	(うち就労継続支援A型事業所利用者数)	(6人)
	(うち就労継続支援B型事業所利用者数)	(1人)

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者(13人)のうち、7割(10人)が就労定着支援事業を利用し、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。市内の就労定着支援事業所は2か所のため、2か所とも就労定着率を8割以上とする必要があります。

数値目標3：就労定着支援の利用者数及び就労定着率		
本計画の 目標値	令和5年度就労定着支援事業利用者数	10人
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	2か所

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターを中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本市では、障害児に対する専門的な支援の確保という観点から、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備に努めてきました。現在、児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所ともに市内に1か所ずつ整備されており、既に国の基本指針で示された整備基準を達成しています。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、現在、市内に2か所ずつ整備済みで、今後もその利用促進を図っていきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の子ども部会に医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループを設置しています。

今後もこのワーキンググループにおいて、医療的ケア児支援に関する課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図るとともに、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

成果指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター箇所数(か所)	1	1	1	1
保育所等訪問支援実施箇所数(か所)	1	1	1	1
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(か所)	2	2	2	2
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数(か所)	2	2	2	2
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(か所)	1	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	0	1	1	1

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターが中心となって相談支援体制の充実を図り、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続していきます。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談部会において地域の相談機関との連携強化の取組を行います。

活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み		有	有	有
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)		3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)		1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)		4	4	4

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

活動指標	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数見込み (人/年)		2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数(件/年)		1	1	1

2 障害福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	76	113	95	100	105	110
利用時間 (時間/月)	1,495	1,625	1,603	1,628	1,710	1,791

※サービス見込み量の単位

人 / 月：1か月当たりの利用人数

時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障害のある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	1	1	0	1	1	1
利用時間 (時間/月)	26	283	0	103	103	103

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	18	16	16	16	16	16
利用時間 (時間/月)	165	170	128	169	169	169

④ 行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	14	22	21	22	22	22
利用時間 (時間/月)	127	138	159	166	166	166

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

佐賀県内に事業所がないため、見込みを0としています。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	121	122	123	125	126	127
利用日数 (人日/月)	2,262	2,258	2,204	2,240	2,258	2,276

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	1	2	2	2	2	2
利用日数 (人日/月)	3	5	11	5	5	5

■ 自立訓練（生活訓練）

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	13	19	14	16	16	16
利用日数 (人日/月)	129	150	134	153	153	153

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	24	21	20	21	21	21
利用日数 (人日/月)	204	125	183	192	192	192

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	117	115	116	117	119	121
利用日数 (人日/月)	1,552	1,704	1,779	1,795	1,825	1,856

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	216	219	220	225	231	237
利用日数 (人日/月)	3,022	3,140	3,336	3,411	3,502	3,593

⑥ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	5	7	7	8	9	10

⑦ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	27	28	28	28	28	28

⑧ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	36	38	17	37	38	39
利用日数 (人日/月)	75	72	28	74	76	78

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	115	123	128	133	138	143

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	65	64	62	62	62	62

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	542	601	620	640	660	680

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	1	2	1	1	1	1

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

現在までの実績はありませんが、今後の事業量を見込みました。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

3 障害児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

① 児童発達支援

未就学の障害児について、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	145	143	151	156	161	166
利用日数 (人日/月)	983	829	923	953	983	1,014

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

佐賀県内に事業所がないため、見込みを0としています。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

現在までの実績はありませんが、今後の事業量を見込みました。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用人数 (人日/月)	0	0	0	5	5	5

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	14	15	16	16	17	17
利用人数 (人日/月)	7	7	13	16	17	17

⑤ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	326	360	378	403	428	453
利用人数 (人日/月)	2,996	3,568	3,700	3,945	4,190	4,434

⑥ 障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	427	502	525	555	585	615

4 地域生活支援事業の見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

小中学校や市民・企業、福祉関係の学生などを対象に、障害特性を分かりやすく解説するとともに、障害者や福祉関係業務等の理解を深めるための教室や研修を開催します。

また、当事者、障害者団体、地域福祉に関わる者等により実行委員会を設置し、障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深めるイベントを行います。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
教室等開催回数	(回/年)	4	4	4	4	4	4
イベント開催回数	(回/年)	1	0	1	1	1	1

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

障害者等やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流会活動を支援します。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ピアサポート	回数 (回/年)	9	8	10	10	10	10
	実人数 (人/年)	95	72	80	90	95	100

(3) 相談支援事業

障害者や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に設置した障害者差別解消支援地域協議会において司法書士、社会福祉士等の専門家グループと連携し、相談支援体制の更なる強化を図ります。また、鳥栖・三養基地区虐待防止センターを活用し、障害者虐待の防止及び早期発見に努めます。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業 実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会 設置箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
利用件数	(件/月)	804	822	800	800	800	800

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業です。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	(人/年)	0	0	1	1	2	2

(5) 意思疎通支援事業

点訳や音訳のほか、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

手話サークルや要約筆記サークルへの委託により、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、事業の周知を図ります。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣回数	(回/年)	10	7	3	10	10	10

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	5	8	10	10	10	10
自立生活支援用具	(件/年)	5	7	11	11	11	11
在宅療養等支援用具	(件/年)	14	14	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	15	27	17	17	17	17
排せつ管理支援用具	(件/年)	1,239	1,241	1,210	1,210	1,210	1,210
住宅改修	(件/年)	0	1	2	2	2	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行う事業です。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
養成講座開催回数	(回/年)	47	47	47	47	47	47
利用実人数	(人/年)	8	20	20	20	20	20

(8) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障害者に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	17	16	15	15	16	16
利用実人数	(人/年)	29	33	19	30	35	35
利用延時間数	(時間/年)	1,597	1,660	1,053	1,585	1,849	1,849

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等の支援を行うサービスです。

本市内には、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練等を提供するⅡ型（鳥栖市身体障害者福祉センター）と、地域の障害者のために地域の障害者団体等が実施する通所による援護を行うⅢ型（鳥栖作業所）があります。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センターⅡ型	(か所)	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	(か所)	1	1	1	1	1	1

(10) 福祉ホーム事業

住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行うサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	(人/月)	1	1	1	1	1	1

(11) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障害者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴を提供するサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	(人/年)	4	4	3	4	4	4
利用延日数	(回/年)	317	396	360	480	480	480

(12) 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	23	19	22	23	24	25
巡回延回数	(回/年)	208	230	240	250	260	280

(13) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	18	18	16	16	16	16
利用実人数	(人/年)	51	47	24	50	50	50
利用延日数	(日/年)	1,325	978	582	1,000	1,000	1,000

(14) 社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業）

障害者の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	(人/年)	4	2	4	4	4	4



第6章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、高齢障害福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

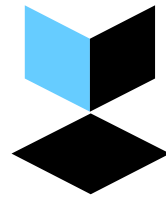
また、計画の実施にあたっては、障害者や難病患者、障害者団体や社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「鳥栖・三養基地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、高齢障害福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障害福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



資料編

1 用語の解説

【あ行】

▶ 医療的ケア

医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

▶ ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいう。具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められる。

【か行】

▶ 基幹相談支援センター

地域における障害者に対する相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害者が地域で安心して暮らせるように、障害者のさまざまな相談に対応し、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

▶ 権利擁護

知的障害、精神障害や認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害）が起きないようにすること。

▶ 合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいう。筆談や読み上げによる意思の疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

【さ行】

▶ 児童発達支援センター

地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

▶ 自閉症スペクトラム

重い自閉症からアスペルガー症候群まで、広汎性発達障害（生まれながらの脳の機能障がい原因とされる発達障害の一種で、コミュニケーションが苦手で、対人関係をうまく築けず、限られた対象にこだわる傾向がある。）を連続的にとらえた概念の名称。もともとアスペルガー症候群は「知的障害がない自閉症」とも言われており、自閉症との違いが必ずしも明確ではなかったため、広汎性発達障害全体を連続体（スペクトラム）としてとらえる同概念が提唱された。

▶ 社会的障壁

障害者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

▶ **社会福祉協議会**

民間での社会福祉活動の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織。

▶ **障害者基本法**

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

▶ **障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）**

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

▶ **障害者虐待防止センター**

障害者虐待に関する通報及び相談の窓口となる機関をいう。障害者虐待防止法は、障害者虐待を発見した者に対して自治体へ通報する義務を課しており、障害者虐待防止センターは 24 時間体制でこれらの通報を受け付けている。

▶ **障害者差別解消支援地域協議会**

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置される協議会。

▶ **障害者就業・生活支援センター**

職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う組織。

▶ **障害者の権利に関する条約**

障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成 18 年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は平成 19 年 9 月 28 日に署名をした。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

▶ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**

「障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ために定められた法律（障害者自立支援法）に代わって、平成 25 年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

▶ **障害者優先調達推進法**

平成 25 年 4 月 1 日に施行された法律で、障害者の経済面の自立を進めるため、国及び地方公共団体等の公機関が、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講じることを定めたもの。

▶ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成 28 年 4 月 1 日より施行。

▶ **自立支援医療（育成医療）**

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給するもの。

▶ **自立支援医療（更生医療）**

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる、更生のために必要な医療に係る医療費を支給するもの。

▶ **自立支援医療（精神通院医療）**

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対して、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療に係る医療費を支給するもの。

▶ **身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により 1 級から 6 級がある。

▶ **精神障害者保健福祉手帳**

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障害の程度により 1 級から 3 級がある。

▶ **成年後見制度**

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。任意後見制度（本人が十分な判断能力があるうちに、将来に備えあらかじめ自ら選んだ代理人に財産管理等に関する事務について、代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結ぶ）と法定後見制度（家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の財産管理等を代行して行う）の二つがある。

● 【た行】

▶ **地域活動支援センター**

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

▶ **地域自立支援協議会**

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とするもの。

▶ 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のことをいう。

▶ 特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

 【な行】**▶ 難病**

障害者総合支援法では、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるものと定義している。令和元年7月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっている。

▶ 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行う事業。

▶ ノーマライゼーション

障害のあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であると

 【は行】**▶ バリアフリー**

障害者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差等、物理的障壁の除去はもとより、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

▶ ハローワーク

民間事業所（企業）に就職を希望する人に対し、求職の登録等、求職の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、就業訓練の援助、就業訓練の指示等を行う厚生労働所管の機関。

▶ ピアサポート

Peer Support（対等な支援）

障害者が、当事者主体で互いに助け合うことにより自立していくこと。

▶ 避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

▶ **法定雇用率**

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、事業主に義務づけられている全従業員数における障害者の雇用の割合のこと（「障害者雇用率」ともいう）。平成30年4月1日からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められていたが、令和3年3月にそれぞれさらに0.1%ずつ引き上げられている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

● 【ま行】

▶ **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方。児童委員を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方。

● 【や行】

▶ **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの方が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることで、その対象は、ハード（施設や製品等）からソフト（教育や文化、サービス等）に至るまで多岐にわたっている。

▶ **要約筆記**

聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

● 【ら行】

▶ **療育手帳**

知的障害児および知的障害者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。